

平成16年厚岸町議会第1回定例会		
平成16年度各会計予算審査特別委員会会議録		
招 集 期 日	平成16年3月10日	
招 集 場 所	厚 岸 町 議 場	
開 閉 日 時	開 会	平成16年3月22日 午前10時00分
	閉 会	平成16年3月22日 午後 4時54分

1. 出席委員並びに欠席委員

議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×	議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×
1	室 崎 正 之	○	11	岩 谷 仁 悦 郎	○
2	安 達 由 圃	○	12	谷 口 弘	○
3	南 谷 健	○	13	菊 池 賛	○
4	小 澤 準	○	14	田 宮 勤 司	○
5	中 川 孝 之	○	15	佐 齋 周 二	○
6	佐 藤 淳 一	○	16	竹 田 敏 夫	○
7	中 屋 敦	○	17	鹿 野 昇	×
8	音 喜 多 政 東	×			
9	松 岡 安 次	○			
10	池 田 實	○			
以上の結果 出席委員 15名 欠席委員 2名					

1. 議場に出席した事務局職員

事 務 局 長	議 事 係 長	
小 倉 利 一	高 橋 政 一	

1. 厚岸町議会委員会条例第19条により説明のため出席した者の氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	若狭 靖	特別養護老人	藤田 稔
助役	大沼 隆	ホーム施設長	
収入役	黒田 庄司	デイサービス	玉田 勝幸
総務課長	田辺 正保	センター施設長	
行財政課長	斉藤 健一	監査委員	今村 實
まちづくり 推進課長	福田 美樹夫	監査事務局長	阿野 幸男
		教育長	富澤 泰
税務課長	大野 榮司	教委管理課長	柿崎 修一
町民課長	久保 一将	教委生涯	松浦 正之
保健福祉課長	大平 裕一	学習課長	
環境政策課長	松澤 武夫	教委体育	大野 繁嗣
農政課長	西野 清	振興課長	
水産課長	大崎 広也	農委事務局長	藤田 稔
商工観光課長	高根 行晴	環境政策	佐藤 悟
建設課長	北村 誠	課長補佐	
水道課長	山崎 国雄	農政課長補佐	竜川 正憲
病院事務長	古川 福一		

厚岸町議会第1回定例会議事日程

(16.3.22)

日 程	議 案 番 号	件 名
		(平成16年度各会計予算審査特別委員会)

委員長 | ただいまより平成16年度各会計予算審査特別委員会を開会いたします。
開会時刻 10時00分

委員長 | 先日に引き続き、平成16年度厚岸町一般会計予算を議題といたします。
予算書の 195ページをお開きください。

195ページ、8目農業水道費より進めてまいります。

8目農業水道費。

ありませんか。

(なし)

委員長 | なければ、進みます。

199ページ、9目堆肥センター費。

ありませんか。

9番、松岡委員。

9 番 | 今、前年度同様大体 1,800万程度の経費がかかっているわけですが、これはあれですか、堆肥センターでできた堆肥、これは牧場で使っているわけだから、金額的にはなかなか出ないと思いますけれども、大体換算して、その牧場で使う分を含めて売り上げがどのくらいあるんですか。牧場で使う分も金に換算して、売り上げがどのくらいあるんですか。

委員長 | 農政課長。

農政課長 | 堆肥センターの年間のつぶす量というか入れる量として、大体 4,500トン程度の原料を入れております。それで、でき上がる部分については半分以下の数量になるわけでありまして、相当数はもう一回、戻し堆肥といって水分を調整するために使っております。それで、牧場の装置に戻すのはそのうちの3分の1程度になるというふうに思っております。それで、金額的なものについては、現在算出はしていない状況であります。

委員長 | 9番。

9 番 | やはりもうこの堆肥センターができてから3年たつんですか、もうそろそろそんな計算も必要でないですか。金にはなっていないけれども、町営牧場で使った部分についても金に換算して、これだけの経費がかかって、これだけの売り上げがあるんだということを、やはりきちっともうそろそろ出してもいいんじゃないかと思うん

ですけれどもね。そこらあたりが大事だと思うんですよ。ただ単なる堆肥をああいふふうにしていくということだけでなく、やはり採算に合っているのか合っていないのか、そういったことも一方ではやはり見る必要があると思うんですね。どうお考えですか。

委員長

農政課長。

農政課長

この堆肥センターの堆肥を牧場の装置に還元して、還元した分がその分、購入肥料が少なくなるかという、現実には以前と購入肥料については変わっておりません。それで、1,800万円の費用をかけてやっているわけでありまして、今言われたようなそういった試算についても必要になるかというふうに思っておりますので、今後そういう形で計算をさせていただきたいというふうに思っております。

委員長

9番。

9番

やはりこういう事業をやったら、仮に金になってもならなくても、当然牧場にそれだけの費用を入れるとすれば、どこから買ってきても金が要るわけですから、そういったこともきちっと計算して、果たしてこの堆肥センターがどの程度町の、いわゆる支出にどれだけ貢献しているのか。そういったことをやはり常に見比べていく必要があるのではないですか。何か、ただやっているというふうにはしか見えませんけれどもね。これはやはりそこらあたりも計算しながら考えてほしいと思うんですよ。再度お聞きします。

委員長

町長。

町長

私からお答えをさせていただきます。

今日の厚岸町の財政厳しい中で、行政の執行の中で一番大事なことは、費用と効果であります。そういう面において、堆肥センターの果たした役割は極めて大きいわけでありましたが、ただいま松岡委員からご指摘がございましたとおり、しからばどのような効果、そしてまた費用としての成果があったのか、当然調べておかなければならない点であろうかと思えます。

そういう点におきましては、担当の課長からも答弁いたしましたけれども、松岡委員の質問を考えながら、これからそういう方向で進めてまいりたいというふうに考えますので、ご理解いただきたいと思います。

9番

いいです。

委員長

いいですか。

他にございますか、9目。

(なし)

委員長

なければ、先へ進みます。

2項林業費、1目林業総務費。

12番、谷口委員。

12番

ここでお聞きしたいのは、林業一般で緑化木購入の4万5,000円とあるんですが、これはどういうことをするものなのか、お伺いいたします。

それと、エゾしかの残滓回収処理、これは大体どのぐらいを見ているのか、15年度はどのような状況であったのか、お伺いをいたします。

あと、有害鳥獣の駆除奨励について説明をお願いいたします。

委員長

環境政策課長。

環境政策
課長

まず、緑化木の購入ですけれども、これは桜の木5本を予定しております。この桜の木は町民の森に、今年も春に植樹祭を計画しておりますけれども、その際に町民の森に植樹しようというものでございます。

次に、エゾしかの残滓回収ですけれども、まず、このエゾしか残滓回収の目的ですけれども、エゾしかをハンターが撃った際に、必要な部分をとってそのまま捨てられると、それをオオワシだとか、そういう猛禽類が食べることとなりますけれども、中には心ない方がおまして、例えば使用禁止されております鉛弾を使う方もまだまだいるようでして、これを食べてしまうと鉛中毒を起こしてしまうと、こういうことを防ぐためにこの残滓の回収を行っております。

それで、11月から毎年1月にかけての狩猟期間中に、町内で3カ所、道有林の中と大別地区、それから別寒辺牛地区、この3カ所に回収ボックスを設置しまして、残滓の回収を行うための委託料ということになりますけれども、設置に係る費用、それから期間内6回の回収を行っております。これに係る費用でございます。これは平成15年度も同じ回数でございます。

それから、有害駆除奨励ですけれども、まず、エゾしかを初めとする野性鳥獣の農林被害の減少を目的にするために、効果的な有害駆除を実施するために、厚岸町野性鳥獣被害対策協議会というものを平成9年に設置して、有害駆除事業を行っております。この協議会を通じて、エゾしかの有害駆除期間、5月中旬から10月中旬ということになりますけれども、この期間に有害駆除を行って、1頭当たりの奨励

金を、町からでなくて北海道猟友会厚岸支部の方を通じて、有害駆除に従事した者に対して奨励金を支給するというような形になっております。

有害駆除の金額ですけれども、まず、エゾしか1頭当たり厚岸町が1,600円、それから釧路太田農協が2,400円それぞれ負担しまして、エゾしか1頭に対し合計4,000円を支給するという内容になっております。

それで、有害駆除の15年度の実績になりますけれども、15年度は駆除頭数で300頭、町の負担が48万円、釧路太田農協が72万円ということになっております。平成16年度、今年度では同じ300頭を予算措置をさせていただいております。

以上でございます。

委員 長

12番。

1 2 番

このエゾしかの残滓回収なんですけど、3カ所でやっているということで、15年度の回収頭数というか、これはどういう状況だったのか。

それから、町内では、例えばオオワシだとかオジロワシだとか、そういう鳥の鉛中毒の被害等は、町内というか、この近辺ではあったのかどうなのか。

それから、エゾしかの狩猟のマナー等は、こういうことを進めていく中で改善してきているのかどうなのか。それから、依然として鉛弾が減らないのか、それとも減っているのか、その辺はどういうふうに押さえているのか、お尋ねをいたします。

それから、有害鳥獣の駆除なんですけれども、これは、この確認の仕方はどういうふうにしてやっているんですか。300頭ということになっているんですが、これはどういうふうにしてやって300頭なのか、その辺についてももう一度説明をお願いいたします。

委員 長

環境政策課長。

環境政策
課 長

まず、平成15年の残滓回収の頭数ということなんですけれども、これは今、数字を調べますので、頭数あるいは重さになるか、ちょっと確認したいと思います。

それから、町内でのオオワシ等の被害等はあるのかということですが、町内では、いわゆる鉛中毒といいますか、そういうものが出たということは、確認といたしますか、今のところございません。ハンターのマナーのことになりますと、もちろん鉛弾等もありますし、それからマナー、いろんな部分で、道路から鉄砲を撃つ、車の中から撃つだとかとありますけれども、去年の12月から行っている狩猟期間も、ちょっと何件か問題点があったりして、例えば太田で何か自分の車に向かっ

て撃ってくるような、そういうような方たちも見られたということで、そういうことがあった場合、すぐに私どもに通報、支庁に通報、あるいは警察に通報ということで指導等をお願いをしているところでございます。

有害駆除の300頭の確認の方法なんですけれども、ハンターが撃ったらそのしっぽを切って、それで1頭1頭確認すると。それで、例えば今年はしっぽをやったから来年もしっぽをとると、関係ないときにやったやつを、私やりましたと持ってこられても困りますので、毎年変えています。15年度の場合、鼻をそぎ落とすような、そういう形で確認しております。

それで、初めに言いました15年の残滓回収の頭数なんですけれども、ちょっとお待ちください。

委員長 休憩します。 休憩時刻 10時16分

委員長 再開します。 再開時刻 10時17分

環境政策課長 環境政策課長。

大変申しわけございません。エゾしかの残滓回収ですけれども、平成15年度の場合は、処理頭数で428頭、処理量、これは重さですけれども9,240キログラムということになっております。

委員長 12番 12番。

それは全道であれですか、この残滓の回収は何年前から始まったかちょっと忘れたんですけれども、回収場所にきちんと集めるようになってきているのか、それでも依然として放置が続いているのか、その辺での効果はどうかということと、それから狩猟する人たちのマナーの問題で言えば、やはり地元の人はそのようなことはないんでしょうけれども、本州だとか遠くから来られた方々がそういうマナー違反というか、そういうことをされる方がいるという状況ではないのかなというふうに思うんですよね。

そういう点で、やはりその狩猟期間に一定の広報活動というか、例えば狩猟できる近くの道路のあたりだとか、近辺にそういうマナーを呼びかける、そういう看板等の設置なんかも今後考えていくべきではないのかなというふうに思うんですが、そういう点ではどういうふうに考えているのかなというふうに思います。

それから、この回収された残滓の中に鉛弾が検出されたとか、そういうこととい

うのはあるんでしょうか。それについてもご説明をお願いいたします。

委員 長

環境政策課長。

環境政策
課 長

まず、残滓回収の効果ですけれども、先ほど申し上げましたように処理頭数 428 頭ということで、その効果は大きいものというふうに考えております。

それから、当然、ハンターのマナーの問題でありますけれども、学校周辺とかには黄色で「発砲禁止」の看板等はもちろん立てておりますけれども、その残滓回収……。失礼しました。

「発砲禁止」等の看板を学校の周辺等に掲げている、今現在はそういうような状況で今後そういうマナーの、残滓を残滓回収場所に持ってくるのも当然マナーの一つですけれども、もともとこの狩猟免許そのものは北海道でございますから、その際に、厚岸町の残滓回収場所はこことこことここですと、それから浜中の場合ほどことどこですという形できちっと周知して指導しておりますので、その効果、この頭数と重さを見た限りでは、きちっとそういう部分では守られていると、効果もあるというふうに考えております。

それから、残滓を回収して、その際に鉛弾が入っているかどうかということなんですけれども、そういう確認はしておりません。すぐ回収して残滓槽の処分しているということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

委員 長

12番。

1 2 番

最後にしますけれども、やはりこのマナーの向上については、一定の呼びかけも必要ではないのかなと。私も、たまたま片無去の方に行ったときに、やっている方が車の中から発砲しようとしているところを見たんですよね。それで私が黙って見ていたらその人はやめてしまいましたけれども、やはりそういう呼びかけをしていくべきではないのかなというふうに思うんですよね。

それからもう一つ、回収をしていながら、やはり一定の固体については調査を試みるということも大事ではないのかなというふうに思うんですけれども。それでないとこれ、調べようがないですよね、鉛弾が使用されているかどうかというのは。ですから、すべてをやれとは言いませんけれども、一定の数については抽出して調査をするということも大事ではないのかなというふうに考えるんですが、いかがですか。

委員 長

環境政策課長。

まず、基本的にハンターのマナーに対する指導等ですけれども、先ほど言いましたように、免許交付の際にいろいろな指導を北海道からもするわけですけれども、その際に、私たちも町内にあります猟友会の厚岸支部を通じて、地元のハンターはそういうことないんですけれども、そういうお願いをしていくと。きちっと守ってほしいと。特に支部の方々には、よそから入られたハンターでそういうことがあった場合、きちっと指導するよという事でお願いをしたりしております。

特に、今質問者さんは、そういう例が片無去であったということですが、いわゆる本来撃ってはならないところでそういう発砲等があった場合は、やはり一番先には警察に通報していただきたいというふうをお願いしていきたいと思っております。

それから、固体の調査なんですけれども、そもそもどのハンターが例えば鉛弾使っているだとか、使っていないだとかというのは、当然わからないことですので、その回収の際に、固体から何体かを抽出して調査してみてもどうかということなんですけれども、あくまでも鉛弾は禁止されているということが大前提になっておりますので、固体を仮に調査して、鉛弾が出てくるというその事実を確認しても、だれが撃ったかわからない状況の中では、特に固体を調査して鉛弾が使われている使われていないということを把握しても、それが即鉛弾禁止の指導に直接つながるとは思えませんので、やはり従来どおり使ってはだめですよということで、北海道を通じて免許交付の際に指導していくというふうを考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

12番。

いや、私、やめようと思ったんですけども、1つは、マナーの徹底をやはり呼びかける、もう少し何か幅広いものが必要でないのかなという、そういう対策については全然考えられませんか。何か同じことを何回も答えていますけれども、私は一定の対策を講ずべきではないのかということを知っているんですけれども。

それと鉛弾については、使われているか使われていないかを確認しないことには、もうなくなりましたということにはならないんですよ。どこかでオオワシが亡くなったりなんかのことで、この間は何だったか、タカみたいなものがその被害に遭っていますよね。

だから、そういう被害があっただけではなくて、やはり一定の量をきちんと調査しないと、これが把握されていくことにはならないのではないのかなと。被害が出

て、それだけをやっていたのではだめではないのかなと。大体このぐらいまだ使われていそうとか、そういう情報をやはりきちんと得ていくということが大事ではないのかなと思うんですが、その点についてはどうなのでしょう。何か、そういう野鳥が死んだり、けがしたり、病気になったりしたのをつかまえたのだけで判断するというのは、まずいのではないか。そういう方針が今出されているわけですから、やはりそれに向かっていく対策をとるべきではないのかなというふうに思うんですが、いかがですか。

委員 長

環境政策課長。

環境政策
課 長

初めに、マナーの徹底対策ということになりますけれども、これにつきましては、先ほど申し上げましたように許可を与えている北海道、狩猟免許を交付する北海道と協議した中で検討していきたいというふうに考えます。

それから、残滓の中から鉛がどの程度使われているのかということの調査の関係になりますけれども、これは残滓の内容みたくなくなってしまいうんですけれども、撃つてそのハンターは必要な部分の肉をとると。そして、残されるものは内蔵と頭と足ということなものですから、こういうことからその残滓を調査して確認することは非常に難しいということになりますので、ご理解いただきたいと思います。

委員 長

いいですか。

1 2 番

はい。

委員 長

林業総務費、1目です。

他にございますか。

11番、岩谷委員。

1 1 番

ちょっと、今のエゾシカについてお尋ねしてみたいんですけれども、一応これ駆除に当たる時期は、どうしてもシカが一定の場所に固まって、この釧路間のシカの出る頭数が余りにも多くて、やはり交通のあれに何か問題があるんじゃないかなと。そして、どこかの地方でも、けもの道といって大体通る道にフェンス張ったり、いろいろなあれを恐らく開発の方にしてもらっている経過があるわけなんです。けれども、この釧路間は頭数は相当いる割にそういう対策が一向になされていないわけなんです。

だから私、1回交通安全の方へ、何とかこれ警察に、人を追う前にシカを追う方法も考えたらどうなんだと、こういう話をしたら、国道の場合は警察には全く関係

なく、道路だけの取り締まりなんだと。だけれども、シカは道路を通っていくと。だから事故がもしあったときに大変だし、実際に事故が起こっても隠しておる人もかなりある。自分たちが、やはり夕方あるいは夜帰ってくる部分や行く部分でも、かなりこれ危険性があるので、何とかこれを開発の方に対策を考えて話を出してほしいんですけども、そこらの点について何かいい考え方はないか、お教えいただきたいと思います。

委員長

総務課長。

総務課長

シカのいわゆる交通事故、特に北海道の部分、大型のシカでございますので、かなりの衝撃があるということで人身にもつながっているということで、道内の事故例、おっしゃるとおりでございます。

ご案内のとおり、国道等におきましては、道路管理者において、例えば一つの例で申しますと、まりも国道、阿寒に行く道路等におきますと、道路の両側に多く出沒するところにはフェンスでもって入ってこないような状態をする、このような措置もしているところがございます。何分にも全体的な固体数の状況であるとか、それから土地の状況、すべてにフェンスの設置ができるかということ、やはり非常に難しい状況もそれぞれの地域にあるということで、各道路管理者、公安とも苦慮しているというのが実態でございます。

ただ、こういう事故が多いという部分についての認識等につきましては、全体的に、道路管理者、それから公安、市町村ともそれぞれ持っておりまして、何かいい手だてがあれば、そういったようなことでいろいろ試しながらやってきているということが実態でございます。

なお、私どもも交通安全の会議等で、やはりこういうシカの問題という部分についても話題には出てまいります。そういった中で、当然、交通安全の会議の中に道路管理者なり警察等含めた公安の関係者もおりまして、いろいろ情報といたしましうか、そういうような話等をしてあるんですが、抜本的に 100%解決できるというのが非常に難しいという部分がございます。

それで、やはりシカが出るんですというような部分での、特に道内に来られる方へのいわゆる周知という部分では、北海道全体で力を入れながら旅行者に周知をしてきているというのが実態でございます。

なお、こういうシカの事故というのが毎年多いという部分についての認識は私ど

ももっておりますので、機会をとらえながら、そういう関係機関ともども要請するなり、解決策に向けてのいわゆる情報提供等々を進めてまいりたいなど、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

委員長

11番。

11番

シカがいる場合、大型車の運転手はよく心得て、大体ここら辺がシカの出る場所かなど。私たちが走るときには、そういう大型車の後ろにつきながら、警戒しながら夜中走っているんだけど、これが観光客やら全然知らない人であれば、いつ出てくるという状態がわからぬということで、やはり道路管理者ですね、ぜひこれ何かの機会に対策を考えてもらわなければ、釧路間かなりやはり多いですよ、シカ。

だから、集まる機会にどうのこうのというより、やはりきちっとこれ話しして何とか対策を考えてもらわなければ、警察に追われる部分考えたら、到底シカまで目もいかない場合があるだけに、警察の方も交えて、そういうことで何とかその対策を考えてあげたらどうかということ、ぜひお願いいたします。

委員長

総務課長。

総務課長

先ほど申しましたけれども、関係機関とも、このシカによる事故防止という部分の重要性という部分については、それぞれもう既に認識してございます。それで、もうご案内かと思ひますけれども、公安、警察の方では、エゾシカマップと言われているような地図ですね、一般ドライバー向け、特に旅行者向けというようなものも作成をいたしまして、ここがシカの出没が多いですよというような部分での注意の喚起になりますけれども、そういったようなものも作成しながら、いわゆる安全運転を呼びかけている。受動的な対策になりますけれども、安全運転を運転者に呼びかけているということがされてございます。

やはり、今日すべてをシャットアウトというのは非常に難しゅうございます。運転の中でみずから安全を確保していくというのが最良の方法なのかなというふうにも思ひますけれども、先ほども申しましたけれども、やはりシカの固体数全体の部分とも影響出てまいりますので、この固体数～減少させる固体数の管理といいましょうか、そういったような対策とあわせて広域的な対策を図るよう進めてまいりたい、関係機関とも話をしていきたいと、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

委員長

よろしいですか。

1 1 番
委員 長
委員 長
1 5 番
委員 長
委員 長
委員 長
1 5 番
委員 長
環境政策
課 長
委員 長
1 5 番

はい。
他にございますか。
15番、佐齋委員。
それでは、森林整備地域活動支援についてちょっと聞きたいと思います。
これは昨年から見れば 800万ふえていますね。この事業でもって見ますと、平成14年から18年までの事業になっております。これは国が2分の1ですから 1,400万ですか、それから道が4分の1の 700万、それから町が4分の1の 700万ということになっていきますけれども……
15番さん、今、1目なんです。
ああ、ごめんなさい、すいません。これは2目、ごめんなさい。
1目、他にございますか。
ございませんか。
(な し)
なければ、先へ進みます。
2目林業振興費。
15番、佐齋委員。
すいません、どうも。
また同じ質疑になりますけれども、昨年から見れば 800万ふえています。これは国が2分の1、道が4分の1、それから町が4分の1ということで、平成14年から始まっていまして18年で終了ということになっていきますけれども、この昨年より800万ふえたことにより、どのような事業になりますか、説明を。
環境政策課長。
昨年より 800万、予算でふえている形ですけれども、この増の分ですけれども、この事業の中で森林の現況調査、それからいわゆる明確化といいまして、敷地ですね、それから歩道の整備等行われてくるわけですけれども、これらが全体的に現況調査量が増加していくと、そのために事業費全体も15年度に比べまして上がってきたというような内容でございます。
15番。
何だか余りわかったような、わからないような、ちょっと……。
それであれば、これは発注先はどのような形で発注されるんですか。

委員長 | 休憩します。 休憩時刻 10時43分

委員長 | 再開します。 再開時刻 10時44分
環境政策課長。

環境政策課長 | 申しわけございませんでした。ふえた分ですけれども、施業計画でそのものが15年に比ばまして約700ヘクタール施業計画がふえたと。それから造林の部分で面積的に100ヘクタールふえて、800ヘクタールふえたことによって事業費がふえてきたということでございます。

それで、今の発注の件ですけれども、これは発注ということではなくて、本来この森林作業は個人個人がやるべきものとなっております。それを森林組合が代行して、その事務手続作業等を行っていくということでございます。ですから、現実には個人で施業計画立ててやっている方もお一人いらっしゃるということでございます。

委員長 | 15番。

15番 | そうしたら、これは個人でもって計画を立てて、例えば町なら町に申請すればもらえるということなんですか。それで、その森林組合というのはどういうことですか。

委員長 | 環境政策課長。

環境政策課長 | 先ほど言いましたように、自分で施業計画を立てて、そして自分で実際の作業をやると、そして個人から申請があると、そういう場合もありますし、多くの場合は、それらの施業計画を立てたり作業をやったりという部分を、山を持っている方、個人個人がやらないで、その事務等一切手続を森林組合に代行してやらせるというような形です。

委員長 | 15番。

15番 | だから、これは結局町が4分の1、道が4分の1、国が2分の1でもってやるということでしょう。それが町に金が出る。それを森林組合にでも委託しちゃうわけですか、町でもって組合に委託して。それで個人がしたら、それは町の方に申請計画書を出すと、補助金は町からその個人の方にいくということですか。

そうしたら、森林組合の代行というのは、自分でやらない人が、それをやるのに森林組合にお願いして、森林組合にやっていただくということですか、個人の人が。計画書はあくまでも個人でつくるけれども、やる仕事は森林組合にお願いするとい

うことなんですか。

(「計画そのものは」の声あり)

15 番 計画そのもの。そしたら個人ということではなく、森林組合が全部やるということでしょう。

委員長 やりとりしないで、質問をした後、答弁をさせてください。

15 番 はい。その辺をもうちょっと詳しく。

委員長 環境政策課長。

環境政策課長 個人でやる場合は、先ほど言いましたように、質問者ご承知のとおり2分の1国、それから道と町が4分の1ずつで、そういう金の割合で、個人が計画をつくって実施する場合については、町が個人に対してその金をお支払いすると。

森林組合に代行させるというのは、個人がいろんな事情で、まあ忙しい場合もあるでしょうし、本当の個人ですからなかなか難しい場合、それらの計画をつくって実施する、それらのことを森林組合にお願いしてやらせるということに——お願いしてやらせるという言い方はあれなんですけれども、森林組合にやっていただくというような形になります。そうすると、まとめて森林組合は、そういう各個人から依頼された分を代行としてやるんですけれども、その場合、森林組合から町に対して交付金の請求ということになってきます。

そうすると厚岸町は、それに係る交付金ですけれども、森林組合に対してお支払いすると。そうすると、その先はちょっと私ども把握してなかったんですけれども、森林組合では手数料何%なのかちょっとあれなんですけれども、それをいただいて、あと残った分を個人の方に、それぞれ依頼された方にお支払いすると、そういうような交付金の流れになります。

15 番 いいです。

委員長 いいですか。

2番、安達委員。

2 番 ちょっと聞きたいんですけれども、厚岸町内に、ご存じのとおり広大な山林があるわけなんですけれども、その山林はそれぞれ、例えば国有林、道有林、町有林、それから私有林というふうにいる所有者が別なんですけれども、これについての面積割合といいますか、それをもし把握していたら教えていただきたいんですけれども。

委員長

環境政策課長。

環境政策
課長

町内の森林の所有別の状況ということになるかと思えますけれども、まず、厚岸町の面積が7万3,481ヘクタールということになります。それで、そのうち森林の占める面積ですけれども、57.1%ということになっております。この森林の所有別の数字ですけれども、国有林が1万5,442ヘクタール、それから他国有林ということなんですけれども、これが46ヘクタール、道有林が7,654ヘクタール、それから町有林が4,561ヘクタール、私有林が1万4,291ヘクタール、合わせて4万1,994ヘクタール。先ほど言いました町の面積に対する割合は、57.1%ということになっております。

この合計の森林の4万1,994の森林率ということになりますけれども、4万1,994ヘクタールを100とした場合、国有林は約21%、それから他国有林ということで0.06%、道有林は10.42%、町有林は6.21%、私有林は19.45%、このような森林の状況になっております。

委員長

2番。

2番

この森林率なんですけれども、この森林率というのはあれですか、実際に木が生えているものを森林率とっているのか、それをお聞きしたいんですけれども。

委員長

環境政策課長。

環境政策
課長

おおむねはそうなんですけれども、無立木地も幾らかありますし、それから湿地等の更新困難地といいますか、こういう面積も入っております。ですから、例えば国有林でいいますと、全体で1万5,442ヘクタールと言いましたけれども、そのうち無立木地が9ヘクタール、それからその他、いわゆるこれは先ほど言いました湿地等の更新困難地ですけれども、これが3,495ヘクタールということで、実際に木があるといいますか、こういう面積が1万1,938ヘクタールということになります。

委員長

2番。

2番

この中では、天然林と人工林の割合、それからもう一つは針葉樹と雑木、これの割合、もしわかればちょっとお願いします。

委員長

環境政策課長。

環境政策
課長

森林面積4万1,994ヘクタールのうち、これは国、道、町、それから私有林合わせまして、天然林は2万220ヘクタール、それから人工林は1万6,045ヘクタール

ということになっております。

それから、広葉樹、針葉樹の蓄積ということによろしいでしょうか。

2 番

わかる範囲で。

環境政策
課 長

はい。蓄積ということになりますけれども、まず全体で、国有林、道有林、町有林、私有林合わせまして、針葉樹は 283万 9,000立方メートル、それから広葉樹は 132 万 8,000立方メートル、合わせまして 416万 7,000立方メートルと、このような内容になっております。

委員 長

2 番。

2 番

なぜこういうことをお聞きしたかということなんですけれども、実は国有林なんですけれども、ゆうべもたまたま道新にもこの記事が載っていたんですけれども、伐採後の放置というのが年々国有林ではふえているということで、山の荒廃につながっているという記事がたまたま出ていたんですけれども、上尾幌地域は一步足を踏み込んだら皆国有林という状況の中なんですけれども、本当に伐採後植林していないんですよね。してないって、全くしていないわけじゃないんでしょうけれども、非常に荒廃している山が多いということなんですよ。

それで、昔であれば大雨が降っても、山にかなり保水力がありまして鉄砲水ということは滅多になかったんですけれども、最近ちょっと50ミリ、60ミリの雨が降ると、本当にひどい鉄砲水が出るということなんですよね。やはりこれは、原因は山の保水力に問題があるかと思うんですよ。

やはり山というのは、以前にも質問した中で、海との関連が非常に大きい因果関係があるわけですね、特に漁業なんかについてもですね。そういう環境の厚岸の中で、そういう面からでも山をきちっと整備していかなきゃならぬ、こういうこともありますし、やはり災害ですね、そういう面から何とかその国有林を、町から、もう少し山を整備できないのか、この辺、問いかけできないのかどうかですね。

それと、今、山は経済林と、もう一つはやはり環境林というか、環境の問題ですね、これが二並びになっているんですけれども、その中でやはり経済林ということも十分考えていかなきゃならぬと思うんですけれども、間伐だとかそういう手入れがさっぱりされていないと。本当に山はもう瀕死の状態というような感じでいつも見ているんですけれども、その辺についても、営林署というか林野庁になるんですかね、もう少し山をきちっと整備するように、こういう地方の行政から訴えていけ

委員長

環境政策
課長

ないものかなと、そう思うんですけれども、いかがなものなのでしょうか。

環境政策課長。

国に対する国有林の整備の要望ということになりますけれども、平成6年4月1日現在の国有林の面積、それから蓄積ですけれども、平成6年4月1日の国有林の町内の面積は1万5,513ヘクタール、平成15年4月1日現在では1万5,442ヘクタールということで、ちょうどこれ10年前になりますけれども、71ヘクタール面積で減っていると。それに反面、蓄積の方になりますけれども、平成6年4月1日では蓄積が142万1,000立方メートル、これが平成15年4月1日には155万立方メートルというふうに12万9,000立方メートルふえているというようなことであります。

それで林野庁といいますか、ここら辺では釧根西部森林管理所等近くにはありませんけれども、それで毎年、国有林野所在市町村長会議というものが開催されておまして、その際に、地域の国有林に対して管理経営を含む要望をすると、そういう機会が持たれております。

過去において、当町の町内に所在する国有林の伐採が著しく行われたことにより、水源涵養林を含む公益的機能が十分発揮されなくなるおそれがあることから、数回、森林の整備を要望した経過がございます。それで当時は、国有林の回答ですけれども、国有林の側としては、伐採量に見合った植栽保育を実施しているんだと。最近では特に経営方針を、林産物の供給ということから、申し上げております森林の持つ公益的機能の維持増進を図ることに重きを置いてきておりますので、伐採量も減少してきているんですというような回答をいただいております。

今後につきましても、少しでも蓄積がふえていくように、先ほど申し上げました国有林や所在市町村会議、これらの中で要望をしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

委員長

2番

2番。

蓄積率、これは年々、毎年毎年木も成長してくるわけですから、ふえていくのは当然なんですけれども、これと同時に、やはり植林率というんですか、山の森林率——我々の森林率という観念は、その山にどれだけ木があるかというのが私は森林率かなと思うんですけれども、ちょっと違うんですよね。いずれにしても、そういう山に空きのないように木を植えていくというのは、これは非常に大事なことだなと思うんですよ。

林野庁も多大な負債を抱えていまして、もうとにかくどんどん縮小しているわけですね。以前、上尾幌についても50人近い職員がいたのが、今はもうほとんどゼロという状態。統廃合、統廃合ということでだんだん縮小しているんですけども。この辺については、先ほど申したとおり、やはり山というのは経済効果ばかりじゃなくて、1997年に京都議定書によりまして、日本は6%の温室効果ガス、これを削減すると。その中の3.9%は森林でもって解決していこうと、そういう大事な山に、年々規模を縮小して行って、このままでいくと、今の推計では3.9%の森林が占める役割が2.6に下がるんじゃないかというふうな、新聞見ると、ちょっとそんな数字書いていましたですけども、何とか強力で市町村長会ですか、そういうものを經由しても結構ですけども、もっと山を育てるということをアピールして行っていただきたいなど、そのように思います。

それからもう一つ、町有林なんですけれども、今後、私有林を買い上げして植林をするという計画はどのようになっていますか。

委員長

環境政策課長。

環境政策
課長

国有林の森林整備、経済林から環境林といいますか、今CO₂の問題もありますけれども、そういう機能も含めて公益的機能がますます高くなっているわけで、先ほど申し上げましたように機会をとらえて、そういう要望、国有林整備の要望を引き続き行っていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

それから、私有林を買って植林の事業をしていくのかどうかということですけども、今のところ3カ年計画においても、町が私有林を取得して森林整備を図っていくという計画は持っていません。

ただ、私有林の振興につきましては、私有林振興対策事業によりまして、この中で造林事業であるとか、保育、除間伐であるとか、こういう事業に町費の補助を入れて、私有林振興対策事業として予算措置をして引き続き実施していきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

委員長

2番。

2番

私有林も町内の山林の約20%ですね、さっきのお話ですと。19.45%ですか、そのくらい面積があるわけなんですけれども、やはり私有林、個人ではなかなかこういう植林というか、山の手入れは困難だと思うんですね。できれば、まあ予算もあ

る話ですけれども、山というのはさっき言ったように非常に大事な役割を持っているわけですから、できるだけ町で買って、そして山を育てるということをすべきだろうと、そのように思うわけですね。

それともう一つは、植林する場合なんですけれども、どっちかというとな針葉樹が多いんですね。でも、山の環境というか保水力を考えますと、やはり雑木の方が数段に保水力があるわけですね。針葉樹というのは、これは皆さんご存じのとおり真っすぐ上に伸びるのが針葉樹ですね。ですから、根も非常に浅くて小さいというのが針葉樹の特徴。それから雑木というのは、上にたくさん枝を張る分、やはり根もそれに耐えられるぐらいの大きい根を張るということで、やはり保水力からいうと雑木の方が非常に強いというか、あるわけなので、今後植林する場合、混植も当然ながら、雑木をもう少し割合を多くしていった方がそういう災害面では非常にいいのかなと、そういうふうに思うんですけれども、その辺についてお答え願います。

委員 長
環境政策
課 長

環境政策課長。

私有林の整備ですけれども、先ほど申し上げましたように民有林振興対策事業、この中で北海道の北の森づくりであるとか、21世紀北の森づくり、これらの補助金を活用して3カ年計画にのっている事業量の確保をして、民有林振興対策に努めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

それから、広葉樹なんですけれども、今質問者おっしゃるとおり、針葉樹から比べると広葉樹の効能といいますか、いろんな面でいいということで、それで私どもも少しでも針葉樹から広葉樹に割合をシフトしていくことを考えておりますけれども、最近、厚岸だけではなくて全道的にも、針葉樹からそういうことで広葉樹へのシフトがやはり行われてきていると。そういう中で、広葉樹の苗木が今度品薄になってくるというような状況も実はあります。それらの状況を勘案しながら、厚岸町としてはやはり広葉樹、これらもきちっと確保して植林していきたい、森づくりをしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

委員 長
2 番
委員 長
1 3 番

よろしいですか。

はい。

13番、菊池委員。

わかりやすく質問しますから、わかりやすく答えてください。

奔渡町地区小規模治山事業、この事業内容が1つ。

2つ目に、年次計画に16年、17年、18年と載っておるわけですが、場所と順序。

それから地元負担の率、663平方メートルの予定になっておりますけれども。

それからもう一つは、奔渡町の治山のほか、オソナイ山周辺、これは囲まれているのが奔渡町、松葉町、梅香町とあるわけですが、そのオソナイ山の治山事業の周辺でこのほかにあるのか。

まずこの4点、お願いします。

委員長
環境政策
課長

環境政策課長。

初めに、奔渡町地区の小規模治山ですけれども、15年度につきましては坂井地先を実施しまして、今年度は奔渡七丁目の鈴木沢、これは日向さんのちょうど向かい側になろうかと思っておりますけれども、ここを16年度は計画しております。

17、18年ということになりますけれども、これにつきましては、まだ今の時点では場所は決めておりません。地域からの要望などを考慮して、その前年でもって決めていきたいというふうに考えております。

それで、負担ということになりますけれども、これは小規模治山事業の負担につきましては、平成15年度は補助率が10分の6、これにつきましては平成14年度までは3分の2の補助でございました。それで、北海道によりまして補助率あるいは補助額の見直し作業が行われまして、この事業の補助率は平成15年で10分の6、それから平成16年度は10分の5.5、それから平成17年度は2分の1と、このようになっております。

それから、オソナイ山周辺での治山事業、これは釧路森づくりセンターが実施している事業ですけれども、16年度につきましては、オソナイ山周辺ですと、大和の沢、これは奔渡一丁目、昨年の地震によって落石がありまして、そこをやると。それから奔渡二丁目、これは展望台地先ということになりますけれども、法面保護を予定しております。それから奔渡四丁目、これは佐斉地先ということになりますけれども、これも法面保護をするという16年度の計画でございます。

委員長
13番

13番。

説明をしていただきましたが、このほかに町内全般を見渡して、湾月、床潭、末広、これらの治山計画はあるんですか。

それから、オソナイ山頂上付近が、前に民間開発でもってかなり草木がはがれて赤土状態になっているんですが、その後原状復帰になったのかどうか、どういう状況になっているかお示してください。

それから、治山というのは、予防治山とそれから崩落してから治山する方法があるんですが、オソナイ山の場合は予防治山と崩落してからの治山と、どちらもやっているのか、それとも予防治山の方が力を入れているのか、その辺の割合というか見解というか、その辺をお示してください。

委員長
環境政策
課長

環境政策課長。

このほかに治山事業、今申し上げましたほかにあるのかということですが、16年度では、釧路森づくりセンターになりますけれども、バラサン岬でやっております。これは愛冠の5番地ということになりますけれども、あの地域については、さらに今後4年あるいは5年かかると言われております。

それから、小規模治山ということで、これは道営の事業になりますけれども、末広の立浪さんのちょうど裏側になりますけれども、ここを雪崩防止さくをつける、そういう工事をやっております。

それで、オソナイ山周辺の治山になりますけれども、予防治山なのかということですが、これらはいずれも復旧治山ということになっております。

それから、北海道の釧路支庁の方の16年度の事業になりますけれども、これは小規模の治山工事になりますけれども、片無去地区で1件、草地からの鉄砲水によって崩落が起こりまして、これの復旧治山を施工する。実際に15年から始まりまして、さらに、事業費等もございますので、北海道の方からは二、三年かかるでしょうというふうに言われております。

それから、住の江町地区では、住の江町3番地、ちょうど真里谷前議員さんの家の裏の方になりますけれども、ここを治山工事をするという予定であります。

それから、オソナイ山の上部のお話でしたけれども、オソナイ山の上部がどういうふうになっているか、現在確認はしておりません。

(発言する者あり)

環境政策
課長

オソナイ山の山頂ですけれども、14年度以降はきちっと正式に確認したことはありません。ただし、その頂上ですけれども、じゃ今どういうふうになっているのかということですが、これは張芝などで緑地化されているということをご

います。このことによって、例えば被害が下の方に出たということは、今のところ私ども聞いてございません。

今後、開発の関係になりますけれども、支庁の指導等によってその開発内容が、今現在法的規制がないということで、あくまでもお願い、行政指導しかないということもありますので、もし何か情報等また入りましたら、支庁等とも相談しまして行政指導をするだとか、そういうようなことを考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

委員長

13番。

13番

予防治山と復旧治山とあるということで、そのうちやはり災害が起きてからといえますか、崩落があつてからといえますか、復旧治山が多いということですね。やはり道でも国でも町でもそうなんです、予算というものがありますからいろいろ大変でございましょうけれども。オソナイ山の場合はかなり年数もたつて、また水も含む山でありますし、青木も少ない森林地帯でございます。どちらかという周囲が森林に覆われておりますけれども、上の方がないような状態でございますから、開発されますと赤土が流れたこともありますし、原状復帰ということが大変なことで、前にいろいろと問題になったこともありますけれども、その辺は14年ぐらいまでは見ているけれども、その後見ていないということでございしますが、春と同時に一応所有者とともに上がって、きちっとしたところを点検するといえますか、その辺の心構えも必要でないかと思っておりますので、その辺をよろしく願いいたします。その辺で見解をお願いいたします。

委員長

環境政策課長。

環境政策
課長

オソナイ山の山頂の部分ですけれども、先ほど申し上げましたように平成14年度以降正式に確認はしてないということで、これも申し上げましたが、現在張芝、これらで緑化されているということでございします。先ほどの答弁と繰り返しになりますけれども、当然山に登るためには土地所有者の許可も必要になりますけれども、支庁等と一緒に行政指導等、何かが惹起したときにそういう立ち入りして行政指導等を行うということをしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

委員長

よろしいですか。

13番

はい。

委員長 他に2目ございますか。
(なし)

委員長 なければ、先に進みます。
205ページ、3目造林事業費。
15番、佐齋委員。

15番 ここで造林事業費等について、森林組合に発注する工事、それから一般林業者に発注する工事、昨年これ聞いたところで、13年度は随契でもって組合に対しては大体84%発注、他に16%。それから14年は、組合75%、他に25%。15年には同じく75の25という予定だということをおっしゃったんですが、これ15年の実質にはどれぐらいになったのか。それから、今回16年はどのような率でもって発注されるのか、それをお聞きしたいと思います。

委員長 環境政策課長。

環境政策課長 造林事業関係の発注予定ということになりますけれども、13年、14年度の率につきましては、質問者おっしゃるとおりでございます。それで15年度は、当初は14年と同じく75%前後を考えておりましたけれども、結果として随契した率が68.7%まで落ちました。この68.7%というのは、金額にしまして4,473万円ということになっております。

16年度の予定ですけれども、今のところ、平成13年度以降毎年率を少しずつ下げておりますけれども、16年度も率としては下げ、少しでも競争原理を働かせてやっていきたいというふうに考えておまして、最終目標、2年先になるのか3年先になるのかちょっと何とも言えないんですけれども、最終的には、やはり半分近くまでは随契の率を落としていきたいなというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

委員長 15番。

15番 15年は予定より実績が下がっているという大変結構なことだと思うんです。今、大変経済厳しい中で、仕事もどんどん縮小されてきた中で、やはり公共事業しか伸びる仕事ないと思うんですよね。そうなった場合に、やはり随契という場合、公平の面からいうと問題があると思うんですよ。

私、議員になったときには、何か森林組合にいろいろな問題があって、森林組合自体も補償の問題で大変だということでもって、そういう随契されてきた経過は聞

いています。でも、これが下がったということですから、今課長言われたように、最終的には50%、50%にしたいということですから、ぜひそういう形で進めていただきたいとお願いしておきます。

委員長

環境政策課長。

環境政策
課長

平成15年の68.7から、いきなりなかなか50%ということにはいかないと思いますけれども、先ほど申し上げましたように、数年かけてやはりそこまで下げていききたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

15番

はい、わかりました。

委員長

よろしいですか。

15番

はい。

委員長

9番、松岡委員。

9番

本年度の造林計画を見ますと、造林植栽は10ヘクタールですね。本年度10ヘクタールやって、厚岸町有林 4,561ヘクタールのうち、どの程度植林するところが残っているのか、それをお聞きしたいと思います。

それから、まことに恥ずかしい話なんですけれども、公的森林整備推進事業ですか、この事業の概要、11年からずっとやっているようなんですけれども、何か聞いていなかったような気がするので、改めてお願いします。

委員長

環境政策課長。

環境政策
課長

先に、公的森林整備事業の内容ということになりますけれども、この事業は、ご承知のとおり森林の有する公益的機能などの森林機能の向上であるとか、それから森林資源の維持増進を図るために、水源涵養を図ることもありますけれども、河川流域の私有林の無立木地を、こういう場所というのはなかなか森林所有者による適切な森林整備が期待できない場所でもあります。いわゆる放置されているという状態にありますけれども、ここを町と森林所有者とで分収林計画をしまして、公費で森林整備を図ろうとする内容でございます。

それで、質問者が言いましたように、平成11年度から地区指定を受けて実施しております。分収ですから、森林が成長し伐採、これは間伐も含まれますけれども、この際に収益が生じた場合は分収をしようとする内容でございます。分収林契約ですけれども、この契約期間は60年間ということになっております。それで分収の割合は、町が2割で所有者が8割という内容になっております。

それから、今後造林、どのくらいの面積があるのかということですが、平成8年に別寒辺牛で購入した土地がありますけれども、これが植林可能な場所として約30から50ヘクタールぐらい。それから、今後は複層林整備として、樹冠層といえますか、こういうことを考えていきたいなというふうに思っております。それで、この複層林整備に関しては、年間10ないし20ヘクタールぐらいやっていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

委員長

9番。

9番

その植林しなきゃいけない土地、実際何ぼあるの。何か分けて言ってるのでわからないんだけど、町有林が4,561ヘクタールあるでしょう。そのうち、これから造林しなきゃならないという町有林は何ぼあるの。

それから、この公的森林整備推進事業なんですけど、わかりました。それで、この事業の対象区域はどのくらいあるんですか、面積として。何か見ると18年で終わるようなんですけれども。3カ年計画によるとね。対象面積どのくらいあるんですか。その2点お聞きします。

委員長

休憩します。

休憩時刻 11時35分

委員長

再開します。

再開時刻 11時38分

環境政策課長。

環境政策
課長

失礼しました。今後、植林できる土地がどのくらいあるのかということですが、町有林の中の無立木地、これは台帳上の数字になりますけれども340ヘクタールあります。ただ、これが、じゃ340ヘクタール全部植林できるかということ、そうではなくて、おおむね半分程度150から170ヘクタールぐらいは、確認はしておりますけれども、その程度、台帳上の半分程度は植林していけるというふうに考えております。

それから、公的森林整備の関係ですが、公的森林整備は、事業そのものは平成15年度で終了しておりますけれども、今後は、この植えた木の保育、下刈り事業を将来にわたってやっていかなければならないと。それと、例えば農地の放置されているところであるとか、ここら辺につきましても、もちろん所有者であるとか、それから農業委員会等と協議した中で、そういう分収林制度を活用してやっていけないか、そういう掘り起こしをして、少しでも植林をしていきたいというふ

うに考えております。

委員長

9番。

9番

150ヘクタールくらいはまだあるということで、あと15年かかるね、10ヘクタールずつやったら。そのうち、先に植えた方の伐期が来ますね。やはり少なくとも町有林だけでも無立木地をなくするような努力を今後していてもらいたいと思います。予算上でもいろいろ問題があると思いますけれども、川、海、湖を守るためにも、これはやはり急ぐ必要があるんだろうかと思います。

それから、この公的森林整備推進事業なんですけれども、農地とかそういうところで、また必要があればやっていかなければいけないと、こういうことですね。

分収林ということで、2対8の割合だと、町が2で所有者が8だと。これを伐採するときに、やはり2対8でも両者協議の上で伐採するんでしょう。そういう計画になっているんでしょう。それでなかったらこうやって植えた価値がないので、勝手に伐採されたら。そこらあたりをもう少し詳しくお聞かせください。

委員長

環境政策課長。

環境政策
課長

町有林の中の造林可能面積、おおむね150ヘクタール程度ということでございますので、質問者おっしゃるとおり財源的な問題もございますけれども、可能な限り財源確保に努めていきたいと、造林に当たっていきたいというふうに考えております。

それと分収林、この契約なんですけれども、契約期間は、先ほど申し上げなくて大変申しわけございません。60年間の契約ということになっております。その契約の内容ですけれども、その間の間伐も当然出てくるとは思いますけれども、その間伐も含めて、伐採については両者協議をしてやるんですよということを契約書の中で決めておりますので、ご理解いただきたいと思います。

9番

いいです。

委員長

はい、よろしいですか。

3目、他にございますか。

(なし)

委員長

なければ、先へ進みます。

4目 林業施設費。

14番、田宮委員。

14番 木工センターのところですが、この木工センターの管理の委託先はどこなんですか。

委員長 環境政策課長。

環境政策課長 木工センターにつきましては、条例に基づいて厚岸町森林組合に委託をしています。

委員長 14番。

14番 14年度は1,102人の人が利用しているんですね。件数は926件というふうに定期監査報告に載っておりますが、平成15年度の利用はどういう状況ですか。

委員長 環境政策課長。

環境政策課長 平成15年度の利用人員ですけれども、15年度は、2月末現在の数字になりますけれども、1,094人という状況になっております。

14番 件数は。

環境政策課長 件数は、同じく2月末現在になりますけれども、864件ということになっております。

委員長 14番。

14番 この管理の委託料が200万も前年度から減ってます。199万7,000円だったかな、具体的には。この管理委託の委託料の基準というのは何なんですか。

委員長 環境政策課長。

環境政策課長 委託料の基準ですけれども、これにつきましては、委託先であります厚岸町森林組合が臨時職員を使って実際にその管理業務に当たらせているわけですけれども、その職員の賃金ということになります。

委員長 14番。

14番 じゃ、今回200万減ったのはどういう理由ですか。

委員長 環境政策課長。

環境政策課長 今回の委託料の減少ですけれども、開館時間を短くしたということがございます。それで、現在15年度ですけれども、施設の開館時間を9時から17時までとしております。これを4月1日以降9時30分から15時45分にしようということで、委託料の減少につながっているわけでございます。

委員長 14番。

14番 大体1,000人を超える人が利用しているんですね。件数は800件とか900件とか。

他に比較するあれがありませんから、結構利用しているのではないかなというふう
に思うんですね。開館時間を少なくすることによって、減少することによって、利
用者の不便、そういうものは生じないんですか。

委員 長

環境政策課長。

環境政策
課 長

利用者の利用時間の実態ですけれども、きちっと調査したものはございませんけ
れども、何時から何時まで使うということで申請書をいただきます。それを見た中
で、どういう時間帯の利用の実態が多いのかということを見ますと、施設利用者そ
のものも、家庭の主婦の方が非常に多いということもあります。そこで、主婦層が
多いということで、例えば朝の片づけが終わってからの午前10時ぐらいから利用し
始めまして、夕食の買い物をするのであるとかその準備をする前の午後3時半から
4時くらいまでの間、ここら辺までの利用が非常に多いということに、申請書等
を見ますとそういう利用の形態が見られますので、利用者に短くなる分だけ少し不便
をおかけすることは事実ですけれども、大きなサービスの低下といたしますか、それ
にはならないというふうに考えております。

委員 長

14番。

1 4 番

あなたの答弁を聞いていますと、管理委託料を少なくするためにとったと、それ
だけのことなんですね。利用者のことは考えてないと。そうでしょう。いかがです
か。

委員 長

環境政策課長。

環境政策
課 長

この利用時間につきましては、経費の面も含めまして行政改革の見直しの中で当
然議論してきたところでございます。そういう議論の中で、私どもとしては利用の
実態を見たわけですけれども、先ほど申し上げましたように、その実態を見たとき
に利用時間が、先ほど申し上げましたように大体午前10時から午後3時半ないし4
時くらいまでの利用が非常に多いということで、開館時間を短縮してもそれほど大
きなサービス低下にはならないというふうに判断しまして、このような時間帯で開
館していこうということでございますので、ご理解いただきたいと思えます。

委員 長

14番。

1 4 番

最初、実態を見たとは言わなかったですよ。きちんと見ているんですか。

委員 長

環境政策課長。

環境政策
課 長

利用の実態は、先ほど申し上げましたように、利用者は主婦層が多いということ

と、利用時間がこういうふうになっているということで、使用の実態を見たときに、そんなに大きなサービス低下にはならないんだということでお答えしたつもりでございしますが。

委員長 よろしいですか。

14番 いいです。

委員長 16番、竹田委員。

16番 最初の金額の設定のときに、高過ぎたという部分、考え方はないのでしょうか。

委員長 竹田委員、何の項目ですか。

16番 木工センターのです。

委員長 木工センターでお聞きしているの。

16番 終わったんですか、もう。木工センターの管理委託料について。

委員長 管理委託料ですね。

16番 はい。

委員長 環境政策課長。

環境政策課長 最初の設定が高過ぎたのではないかという今ご質問だったんですけれども、決してそうではなくて、きちんと臨時職員を雇用した場合、例えば当然臨時職員健康保険もかかりますし、厚生年金、雇用保険等かかりますので、それらを積み重ねた額を委託料としておりますので、ご理解いただきたいと思います。決して高過ぎたということではございません。

委員長 16番。

16番 すいません、最初に契約した金額をちょっと教えてもらえますか。

委員長 答弁に時間がかかるので、このままお昼の休憩に入ります。

昼食のため、休憩します。

再開は1時の予定といたします。

休憩時刻 11時54分

委員長 再開します。

再開時刻 13時00分

環境政策課長。

環境政策課長 時間を取らせて大変申しわけございません。

竹田委員さんの質問の中で、開館のとき、これは平成9年になりますけれども、このときの契約ですけれども、平成9年の場合は、契約期間が5月からということ

で11カ月間になります。それで契約金額は 718万 9,624円ということでございます。

それで、今回の予算計上ですけれども、さきの田宮委員さんからのご質問にもお答えしておりますけれども、施設の利用実態を見たときに、現在の利用時間、午前9時から午後5時ということになっておりますけれども、この開館時間を9時30分から午後3時45分まで短縮しても大きなサービス低下にならないと、そういうことと、この開館時間の短縮によって、委託先であります森林組合が雇用する臨時職員、この勤務時間も当然短縮されます。このことによって委託料がおおむね 200万ですか、減少したという内容になっておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

委員長 16番。

16番 平成9年のときの委託料の第1回目が5月からの11カ月間で、一月不足しているということで 718万ということいいんですか。

委員長 環境政策課長。

環境政策課長 はい、質問者が今おっしゃるとおり、平成9年5月から翌年の3月末まで11カ月間、これで 718万 9,624円ということでございます。

委員長 16番。

16番 平成9年の始まりのときに 718万の委託料ということで、今年になって昨年度よりも 199万 7,000円減額になって 362万 7,000円というふうに理解するわけですが、今年度の予算を見ると平成9年から比べると約半分になった。ということであれば、当然平成9年の第1回目の委託料という賃金から考えると、非常に高い金額だったのではないかといふふうに思うわけですね。ここで高くないという見解であれば、今回のこのような 362万 7,000円という金額は出ないんじゃないか。

というのは、9時から17時までの昨年度の時間帯でいくと、昼休みあるかないかわかりませんが、9時から17時ということは8時間労働で、休みなく働いたとしたらそういう時間になります。また、今年度の利用者の時間帯を考慮してということで、9時半から、先ほど聞いた時間では、16時45分か50分と僕は聞いたんですけれども、そういうふうになれば約1時間くらいですか、その中で時間の短縮でいくと 199万 7,000円というふうになると、これを時間割りにするとかなりな時間の賃金になってくるんじゃないかなというふうに思うんですけれども、その辺を含めてお願いします。

委員長 環境政策課長。

まず、施設の開館時間、勤務時間の確認ですけれども、現在の施設の開館時間は9時から17時までということになります。これが施設の開館時間で、その臨時職員の勤務時間は8時45分から17時15分までの勤務時間。その間、12時から12時45分までのお昼休みがあるわけですが、1日、勤務時間としては7時間45分ということになります。

今回予算に計上させている時間帯になりますけれども、開館時間が9時30分から15時45分。それで、じゃ勤務時間ということになりますと、勤務時間は9時15分から16時までと、昼休みを除いて6時間の勤務時間ということになります。

それで、これは委託料なんですけれども、平成9年から、10年、11年というふうには森林組合では臨時職員を雇用したわけですが、12年にその雇用していた方がかわりました。12年からは若い方になって、いわゆる臨時の月額賃金も森林組合の方で下げましたので、それによって当時12年を見ますとおおむね170万ぐらい下がったと、雇用する臨時職員がかわったことによって下がったと。

その下がった方が現在までずっと来ているわけですが、その間、いわゆる委託料ですから当然経費率も入ってくるんですけれども、平成12年当時17%以内という経費率を毎年のように下げてきまして、平成14年度では10%以内と。今年も10%以内ということでやっていますけれども、そういう経費率を、まず雇用される人がかわったことによって賃金が大きく下がったということと、数%ずつ経費率も下げてきたということで、総体で15年に比べまして、16年度ではおおむね200万程度委託料が下がったというような内容になっておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

16番。

15年から16年の比率でいくと、199万7,000円を12月で割って、26日で割って、8時間で割ると、1時間当たり大体800円ということであれば、当然高くもないし安くもない賃金だなというふうに思うんですよ。その15年から16年の部分については非常に理解ができます。

しかし、平成9年度の第1回目の出発のときの718万9,624円というのが、これはどういった試算なのかというと、今の答弁から聞き返すと、理解できる部分では、福利厚生費等も入っているという部分の前の答弁もありましたけれども、当時の賃金が高かったからこのような部分になったと。高かったからといえども、あくまで

もやはり臨時職員の中の委託料であるわけですね。その委託料という部分から考えると、高かったんでないかということが言えるんじゃないかと思うんですよ。

これが委託料でなければ、職員の給料だとしたら、この平成9年の718万の出発の金額というのは僕は正しいかなとも思うんですけども、森林組合の委託料ということでの出発と考える金額であれば、当然高過ぎたのではないかというふうに思うんですよね。当時の、じゃ、ほかの施設の委託料とのバランスを考えたときはどうだったのかというふうな話になってしまうんですよ。

そうすると、平成9年のときのこういった木工センターと同じ系列というものが、管理施設というのは確かになかったと思うけれども、そういうことを抜かして考えたときに、出発点の718万というのは、ほかの管理委託料から比べると設定料が高かったんじゃないかというふうになるんですけども、逆に言えば、この当時の718万の金額について、木工センターの管理委託料として森林組合の方にお問い合わせするときに、向こうからこれでないと受けられないという話だったのか、その部分まで考えなきゃいけない部分じゃないかなというふうに僕は思うんですけども、その辺をあわせてもう一回お願いします。

委員 長
環境政策
課 長

環境政策課長。

平成9年からオープンしたときに、開館したときに森林組合で雇用した職員の給料ということになるろうかと思えますけれども、これは23万5,000円ということでございます。それが、平成12年度から雇用した方は17万2,000円ということで、6万3,000円月額で下がったということが1つと、それから私どもこの委託に当たりましては、条例に基づいて厚岸町森林組合に委託しているわけですけども、森林組合から、例えばこの額でなかったら委託を受けないだとか、そういうことではなくて、あくまでも施設を運転するのに必要な臨時職員を雇用するということは当然ですけれども、その見積もりをいただきまして、その見積もりに基づいた中で予算措置をして契約しているということでございますので、確かに人がかわったことによって大きく基本の部分の臨時的賃金が下がったわけですけども、だからといって平成9年が非常に高かったと、まあ数字だけ見ると確かに高額ではありますけれども、臨時職員といえども人がかわると、当然雇用される人に応じて金額が変わるということで、平成9年は、これはこれで見積もりをいただいて委託をしたということでございますので、ご理解いただきたいなというふうに思います。

委員長

16番。

16番

委託料ということを考えて、民間であれば少しでも安いところをお願いするということは当然わかっていただけるんじゃないかなと思うんですよね。その中で、先ほども言ったんですけれども、ほかの施設というか部分と、当時平成9年のときと比べたときに、この委託料というのはほかと比べてどうだったのかという部分について、ちょっとお答えしてもらえなかったかなと思うんですけれども、その部分で非常に難しかったら後でもよろしいです。

昨年度から木工センターの方、どういったお金の部分でというのはよろしいんですが、増築しましたよね、木工センター。その増築した部分で、木工センターの管理人の部分について仕事の量というんですか、そういった部分がふえたとかということはないんですか。

委員長

環境政策課長。

環境政策
課長

まず委託料、質問者おっしゃるとおり、少しでも安い経費でやるのが当然のことだと思います。それで、他の施設との比較ということになりますけれども、当然他の施設とは、同じような形態で委託している施設がなかなかないものですから比較はできておりませんけれども、当然委託して運営した方がいいのか、あるいは町の職員1名をそこに張りつけて運営した方がいいのか、そういう比較をしたときに、当然委託をした方が安いという判断で委託に至ったという経過もありますし、それからただいまの、隣に増築した部分というふうにご質問ありましたけれども、これは木工センターの増築ではなくて、厚岸町森林組合の事務所をあそこに建設したということです。木工センターの増築ではなくて、森林組合があそこに事務所を建てたんだということです。ご理解いただきたいと思います。

委員長

16番。

16番

厚岸町の職員を送った方が、施設に配置した方が安いのか高いのかということで、安いという判断でしたというふうになりますけれども、30代、20代の職員を置くこともできたはずなのに、その時点で考えたら718万の職員を配置しても、それだけのお金を払う必要があったのかというふうに考えると、今の言っていることはめっちゃくちゃだなというふうに思うんですよ。そういうことであれば、当然おかしいなと思うんですけれども。20代、30代で718万の給料をもらっている人って、町職員の中にもいるのかなというふうに思うんですよ、年代が若ければね。そう考えると、

委託した方がこの時点では高かったんじゃないかというふうに思うんですよ。もう少し理解できるように教えてもらえませんか。

委員長

環境政策課長。

環境政策
課長

平成9年当時の比較ということになりますけれども、この施設は、ご承知のとおり木工に関係する製作技術ですか、こういうことを職員が指導するだとか、物を実際につくる、これらを指導しているわけですが、そういう指導のできる人、なかなかこれは町職員の中にも、例えば若い人の中でのいるのかというと、やはりおりませんし、じゃ、だれでもかれでもいいのかというふうには、もちろんああいう機械機具がございますので非常に危険な部分もあります。

そういうことで、じゃだれがあの施設で林業、いわゆる木工芸品をつくるのにその技術指導が可能なのかということになりますと、当然限定されてきます。だれならできる、だれならできないということになってくると思います。そういうことを勘案した中で、この方ならできるということで、その比較したときに、委託した方がその方よりも安くなるんだということですので、ご理解いただきたいと。だれでもかれでもその技術を指導できるものではないということをご理解いただきたいなというふうに考えております。

委員長

16番

16番

だれでもかれでもできないというのは確かにわかりますよ。機械とかもたくさんありますので。ただ、発案から竣工までの時間というのは必ずあるわけですよ。半年なり、1年なり。最低でも1年はあつたはずだと思うんですよ。予算を決めてから建物が完成なされて営業になるまでというかね。そういった部分で、例えば公募の中で、課長そこまで言うのであれば、どこかの建築会社の大工さんをやめて、この場所に勤めてくれないかということであれば、一般建築の30代の大工さんで718万ももらってる大工さんなんか、この厚岸町にはいないですよ。じゃ、そういう努力をしたのかというふうになっちゃいますよね、そう言われると。その辺どうなんですか。

委員長

助役。

助役

木工センターは公の施設であります。これを委託する場合、これは地方自治法によって一定の制約があります。公共団体、公共的団体、あるいは第三セクターのようなもの、ここに限定をされるわけでありまして。森林組合はこの公共的団体に入り

ますから、今ご質問者が言われるような一般の会社等には、これは当然そういう制約があって委託はできないということになります。委託ができる範囲内ということに考慮しなければならないと。木工センターの使命、役割からして、これは森林組合に委託するのが理にかなっているということで、森林組合を条例にうたって、ここに委託するということに決められておりますから、その中でどういう雇用契約がなされるかというのは、これは受託者側の考え方によるものであります。受託者はそういう努力をして、平成9年、当時立ち上げの段階でそういう職員を雇って、そこで運営するということで見積もりが上がってくる。その見積もりが適正かどうかということ判断して我々は予算化をします。その予算の中で運営をされてきたということでもあります。

このたび、その職員がいろいろな事情があって、平成12年に職員が交代になっている。そのときよりも若い方を森林組合が雇用していると。そこで上がってくる数字というのは、賃金にそういう格差があったということでもあります。

今回は、それをさらに利用実態を担当現課の方で調べて、利用される皆さんに著しいサービスの低下がないという判断のもとに開館時間を少し縮小して、その中でどういう運営ができるかということ森林組合と相談をさせていただいて、今回そういう予算措置をさせていただいているという内容ですので、ご理解をいただきたいと思えます。

委員長 16番さん、平成9年の委託料に関して適正であったかどうかということの審査については、そのときの予算並びに平成9年度の決算で審査は終わっているんですよ。したがって、今回の予算に対する参考としての議論以外は、ちょっと……

16番 僕は718万についてを……

委員長 ですから、その参考としての議論にとどめていただきたいということです。

16番 はい、わかりました。

参考として718万というふうに聞いたんですけども、その当時はその当時でいいのかもしれないけれども、助役、今言われたんですけども、僕の言った大工さんに直接頼んだらどうなのかという部分については、僕の言い方も悪かったんですけども、そういうことじゃなくて、委託する側に対してそういう要望をされたらどうなのかという言い方をしたかったんですけども、そこまではおっしゃらなかったんで言いませんでした、僕もね。

だから、その 718万から極端に今回半分に至るまでの 360何万でできるものであれば、最初から努力すべきだったんじゃないかなというのが、だれしも考えても思うことじゃないですかということをお願いいたしますよ。

ですから、すべての委託料の出発点というのがそうなんですけれども、だんだん大変になってきているから、だんだん下げてきているというのが、ここの部分の委託料だけでないということですよね。だからもっと最初の委託料というのを、やはり考えなければいけないんじゃないかなというふうに思うんですけれども。

委員長 助役。

助役 結果論としてはそういう形になって、半額近い金額に抑えられるという内容になっています。今回の予算も委託料が 362万 7,000円、そういうふうになっています。これはやはり平成9年に立ち上げたときに、森林の資源の利活用ということが、その木工センターを立ち上げた最大の理由でありますし、それから木工を通じて森林の意味、なすところというものを啓蒙普及するという役割を持ってこの木工センターが立ち上がったと。

そういうことでは、その立ち上げに際して、直ちに総体的なランニングコストを、すべてぎゅうぎゅうでやれるというものではないと思うんです。やはり1年、2年というものの経過を見ながら、主に受託者である森林組合ともよく相談をしながら、当然これは税金で動いている施設でありますから、1円でも安くできるということに、それはそれでこしたことはありませんけれども、その管理の委託に当たっては、そういう受託者とよく協議をさせていただいてこれまでに至っているということをご理解いただきたいと思います。

16番 いいです。

委員長 いいですか。

4目林業施設費、他にございますか。

(なし)

委員長 なければ、先へ進みます。

5目特養林産振興費。

2番、安達委員。

2番 ここでちょっとお尋ねしたいんですけれども、この旅費についてちょっと説明をお願いします。

委員長 農政課長。

農政課長 きのご菌床センターの旅費についてお答えをさせていただきます。

今年度、総額で38万 2,000円の旅費を計上させていただいております。中身については、職員の技術研修会、それからキノコの生産振興会の総会、それからキノコの市場調査ということで、それぞれ道内3回、それから道外に1回の予算を計上させていただいております。

委員長 2番。

2番 昨年もこれはたしか予算ついていたと思うんですけども、昨年の実績というか、昨年、今答弁されたような研修会並びにそういう総会あたりに出席されましたか。

委員長 農政課長。

農政課長 昨年は、当初予算でほぼ同額の予算計上をさせていただいておりますけれども、期間内におきまして減額をさせていただいております。半分程度減額をしたという内容でありまして、その減額の内容でありますけれども、職員の技術研修ということで道外1回ほど予算計上しておいたものが、都合によって出席ができなかったということで、その分を減額させていただいております。

委員長 2番。

2番 その都合は、本人の都合で行けなかったのか、センターの都合で行けなかったのか、その辺ちゃんと説明してください。

委員長 農政課長。

農政課長 これは、ちょうど予定をした時期が菌床の製造の繁忙期というか、非常に忙しい時期でありましたので、日程の都合がつかなくなってしまったという状況でございます。

委員長 2番。

2番 この研修会ですね、今回私も行かなかったんですけども、研修の内容を見ますと非常に大事な研修だなと、そのように見ていたんです。それで、何とかセンターの責任者にも行ってほしいなということで課長にもお願いしたんですけども、今答弁されたように日程がつかないということだったんですけども、あそこのセンターに正職員は1人しかいないわけですよ。だから彼が仕事が忙しければ、そういうものに参加できないというのが実態だろうと思うんです。

これは、まだあそこの責任者は若いから何とか務まっているんだろうと思うんですけども、非常にハードなんですよね、見ていますと。朝は、恐らく6時ごろから行って、それでその日の作業の段取りをして、そして日中は作業員と一緒にになって菌床づくりをしておると。そしてセンターの仕事が終わった後、残務整理しているということで、見ていますと8時、9時、時によっては10時以降まだ電気ついていることもあるんですけども、やはり1人では、そういう大事な研修会にも出席できないというのが今の現状だろうと思うんですよね、見ていますと。何とか、彼も生身の体ですし、そういう大事な研修会にも出られないというぎりぎりの綱渡りの状態で勤務している状態なんですよね。何かその辺、抜本的にいい解決策はないものか、ちょっとお伺いしたいんですけども。

委員長

助役。

助 役

15年度で予算措置をしていた道外研修が実施できなかったという理由は、ただいま農政課長からお答えをしたとおり。そのほかに9月の地震災害があったということで、なかなか現場を離れるわけにはいかないという事情もあったようであります。今、安達委員ご心配のように、専門の担当があそこは1人であります。朝から夜まで、大変苦勞をして菌床づくりに励んでいただいているという状況があります。

それらの状況というのは、菌床センターの所長を、今、農政課の課長補佐が兼務をして、担当の人とよく相談をしながら運営に当たっているということですが、この4月1日の人事に当たって、今いる担当者の業務が相当過重になっているという報告が実はありました。それで、新年度では1人、正規の職員をそこに配置して、今いる職員の業務の軽減策をとろうということで今準備をしておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

委員長

2番。

2 番

わかりました。

私、この研修に参加した者の話を聞きますと、非常に製造方法も、それから菌の種類から、もうあらゆる面で物すごい変わってしまったと。ここの菌床センターも、一昔の、そういうセンターになってしまったという話を聞かされたんですけども、ぜひこういう大事な研修会には出席していただいて、やはり日進月歩変わっているわけですから、その辺をきちっと把握していただいて、やはり生産者にそういう情報を逆に流してもらえそうな、そういう形にしてもらいたいなど。今の1人の職

員では、やはりそういう研修にも全然参加できないということで、昔の感覚でしかまだ知識がないもんですから、生産者の方が逆にいろんな形で一步進んでいるということなんですよ。

それで、4月から配置していただけるということなんですけれども、できれば全く知識のない職員よりも、まあ適当な人材がいるかいないかは別にしても、やはり生産者にアドバイスできるくらいの知識を持った、そういう職員を配置させていただきたい。

なぜかと言いますと、菌床センターとして平成8年に操業開始しまして、それで古い者は平成9年から生産活動を行っています。新しい人では、まだ3年ぐらいという方もいらっしゃるんですけども、かなり生産者の中にばらつきが出たというかな、生産技術というか、例えば極端なことを言いますと、冬、もう10月から生産しなきゃならぬ菌床が先月から出てきたと。年明けて、大体冬菌の生産がもう早い人が終わる時期にやっとキノコが出てきたと、そういう実態もあるんですよ。今、菌床1玉当たり450グラムぐらい生産というのが普通なんですけれども、300グラムとってないという方もいらっしゃるんですね。それだけ生産にばらつきが出まうと。

やはりそういう中で、できればそういうおくれをとっている、サイクルが狂った生産者に対して、それを補う新しい菌種もあるわけですから、従来であると6カ月培養しなきゃキノコ出ないものが、その半分の3カ月で発生すると。そういうおくれた生産者には1回、そういう新種ですね、この90日培養を加えて生産できるようなものを1回そこに組み込む、そういうアドバイスをやはりできるくらいの知識を持った、そういう者が今必要じゃないかなと思うんですよ。全く菌床に経験のない方が来られても、やはりある程度その知識つくには2年3年かかるわけなんです。できればその知識をある程度持った者を、また生産者に適切な生産をアドバイスできる、そういう人材がもしいらっしゃれば、そういう方を何とか登用させていただきたいなと思うんですけども、いかがなものでしょうか。

委員長

助役。

助 役

生産、流通、販売等一連の知識、知見というものを持つための研修ということの大事さというのは承知をしているつもりでございます。15年度予算措置をしていながら、そういう諸般の事情があつて出向けなかったと。これは昨年、15年度の予算

の執行の段階でも、担当の方には「おいおい、予算ついてるのにいつ行けるんだ」というようなお話も私の方からさせていただいておりました、実は。

しかし、業務の都合、あるいはいろんな突発的な事項があつて15年度は予算が執行できないんだということで、新たに16年度予算の要請がありましたから、それはできなかった分、きちっと今年必ずやってもらうということで考えております。この研修の大事さというものは承知をしているつもりですし、研修に行く職員もその腹構えというものをきちっと持って出向いていっていただきたいと、そのように考えております。

それから、そういう知見者の配置でありますけれども、残念ながら、理想的な人事配置というのは、今、安達委員がおっしゃるような人材を送り込むということは、これはきのこ菌床センターにとっては大事なことだろうというふうに思いますが、人事を担当する方としては総体的に考えなければならないと。できる限り今いるスタッフの軽減でありますとか、それから事務の分掌の仕方、あり方というものをきちっと、今1人の職員に相当荷重がかかっているんですね、実は。現場の問題、それから事務処理の問題がかかっています。

少なくとも今考えておりますのは、事務処理の方はきちっと軽減できると、それだけの経験がある職員に行ってもらおうと。そこをまず基本にして、それに四六時中かかっているという状況ではないでしょうから、そこで現場の方にもきちっと行ってもらって、技術的な知見もその職員にもとってもらおうということで、少し時間的な余裕もいただきたいなというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

委員長
2 番

2 番。

あそこに今1人しかいない職員なんですけれども、本当に大変だなと思うのは、ふだんはさっき言ったような朝の6時ごろから夜遅くまで仕事をしているんですけども、また生産者もこれちょっと考えなきゃいけない部分もあるんですけども、菌床の出荷がどうしても日曜、祭日、土曜日、ここにぶつかっちゃうんですね。ということは、生産者は生産者なりに人手が必要、菌床を搬入する場合はかなりの人手が要るもんですから、どうしても家族労働だとか身内の方をお願いするということで、土曜、日曜、祭日という日にち設定になっちゃうんですけども、あそこにいる職員が本当に5日間一生懸命働いて、なおかつ自分の休みの日も、そういう

生産者の都合によって仕事をしなきゃならぬということで、本当に我々も彼に対しては頭が下がる思いではいるんですけども、何とか彼のそういう肉体的にも時間的にも、もう少し緩和できるように考えていただきたいなど、そのように思います。

委員長 助役。

助 役 先ほども答弁させていただきましたけれども、そういう意味も込めまして、4月1日の人事配置というふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思いません。

2 番 結構です。

委員長 よろしいですか。

9 番 9番、松岡委員。

9 番 今回から、これは一般会計にのせたわけでございますが、前年を見ますと約200万ぐらいの収入減ですね。そして、この中のこの菌床センターの歳出における経費でいきますと、収入が6,470万、そして経費が5,970万8,000円、499万2,000円の純利益、利益率7.71%、すばらしい会計ですよ。

しかし、特別会計のときから見てみますと、今議論になっている正職員の賃金はこの中に入っていない。そうしたことを見ると、これは赤字会計かなというふうに思うわけです。

地方自治法のことはよくわかりませんが、借金ですね、返す金、公債費、これは何ぼあるか知りませんが、これもこの中では見ていませんね、公債費。一般会計全般で見てるわけですから。それやこれやのことを考えていったら、当初からこの菌床センターの会計は赤字ですよ。赤字です。これをどのように考えるんですか。

この菌床センター、赤字にはならなくても、今回あのおりに公債費も入れ、なおかつ正職員の人件費も入れて、7%前後の純利益があるというぐらいのやはりあれにしていくのが当たり前でないですか。菌床センターをつくるときのいろいろな経緯を皆さん知っているでしょう。この菌床センターをつくることに、私どもは反対しました。だけれども、多数決でもってそれはつくることを承認したわけですが、それでも。

そういうことからいっても、やはりこの会計は、特別会計であろうと一般会計であろうと、どういうふうにしても、やはり厳密に計算したときには幾らかの黒

字、あるいはちょんちょん、そういった予算を組んでいくのが当たり前だと思うんですが、それに対する考え方をお聞きしたいと思います。

委員長

農政課長。

農政課長

菌床センターの収支の関係でありますがおっしゃられるとおり、この新年度予算の中には人件費は計上をされておられません。まあ総体の中には計上されておりますけれども。

それで、この人件費については約 500万、1人分としてかかるわけでありましてけれども、今回はこの人件費を含めて、ちょうど 6,470万 9,000円の歳入に合うと、この部分においてはプラス・マイナス・ゼロの計画をしているところであります、これまでも公債費の償還については特別会計の中では見ておりません。結果的には、公債の償還の分だけが赤字になっていくと、そういった計画になっているわけがあります。

委員長

9番。

9番

これを一般会計に戻すとき、町長は、とにかくわかりやすいような予算を盛るの理解してほしいということで、我々もそれを賛成して、特別会計から一般会計に移したわけです。

まあ、わかりやすいんです。ただ、公債費とか人件費がこれにのっていないというだけの話。だけれども実質的に収支してみて、牧場もそうですよね、公債費は牧場も盛っていません。だけれども真実の会計というか、実際の会計に当たって、やはりこれが赤字目標ではちょっと寂しいような気がするんですよね。これはやはりちょんちょんか、何%か黒字になる程度のね……。

いや、黒字にせいと言うのは、菌床の値段を上げるとか、そういうことにならぬと思うんですよ。やはり考えつくところは、菌床を増産するか、あるいは生シイタケで売るか、それしかないわけですね。菌床の単価を上げたら、これは生産者に必ずしわ寄せが行くわけですから、それをやれということは言いませんが、しかしやはりそういう努力が必要でないのかと。予算はあくまで目標なんですから、少なくともそういう目標に向かって進んでいていただきたいと。財政苦しい、財政苦しいと言いつつも、やはり夢を持たなかったらどうもならぬと思います。

この菌床センターは将来有望な事業であると。私はあのとき賛成はしなかったけれども、これはうまくいけば、実に10%程度の利益が出るんでないかと、町の財政

もかなりよくなるのではないかというような考え方を持っていたんですが。これやってもう何年たつんですか。もうそろそろそういった目標を掲げて、それに向かって進んでいくくらいの気持ちを持つべきだと、私はそう思うんですが、これに対してのお考え方をお聞きしたいと思います。

委員長

農政課長。

農政課長

お答えいたします。

公債費の関係については、年間 1,800万程度の負担をしているわけではありますが、それらが結果的に赤字ということで、これまでも特別会計の中では、こういったやり方でご理解をいただいていたところでもあります。

また、町営牧場についても一般会計でありますけれども、大体、公債費が年間 4,000 万もかかっております。その 4,000万というのは、やはり酪農の発展、酪農の振興、こういったものに相当大きな効果をもたらしているということでありまして、キノコについても同じように、地域の炭鉱の後の産炭地振興という意味合いが非常に大きく、そういった効果が、数字にはあらわせませんけれども、そういったものが出ているのではないかというふうに思っております。

また、菌床を値上げしないで増産、増額をしていくということは、それ以上の生産個数をふやすということでもありますけれども、このセンターの当初からの規模につきましては、年間50万個の菌床を製造すると、そういった規模で設定をされておりますので、やはり増産ということになると、それなりの構えをして取り組まなければならないというふうになるわけでありまして、そういった地域振興というものを考えれば、それなりの効果が出ているということでご理解をいただきたいというふうに思います。

委員長

9 番。

9 番

非常に厳しい財政ですから余計言いたいんですけども、やる事業やる事業が全部がこうやって、牧場にしても何にしても、それがこの苦しい財政になってきたときに一番こたえるのではないかと思うんですよ。事業ですよ、事業。営利を目的としなくても、やはり収支の均衡、あるいは幾らか黒字になると、そういうことを目的にしてやっていくことが大事だろうかと思うんですよ。

地域振興も産業振興も大事ですよ。しかし、もともとの財政がつぶれちゃったら何もならぬです。そのことをやはり十分考えて、少なくとも予算なんですから、ま

してや特別会計から一般会計に移したんですから、そういった意欲を私は見せてほしかったと思います。特別会計に公債費を置くということは、何も違法にならないでしょう。ほかの特別会計で公債費見えていますよね。簡易水道、見えていますよね。違法になるかならぬか、私もよくわかりませんが。ですけども、やはりそういった姿勢でもって臨んでいただきたい。ましてや今、菌床センターは、今までから見たら上がり目なんですよ、我々の見た目から言ったら。そういう意欲をやはり予算の上にあらわしてほしいと思います。

以上です。

委員 長
町 長

町長。

私からお答えをさせていただきたいと存じます。

この菌床センターを設立した意義というのは、松岡委員よくご承知のとおりであります。今日、上尾幌地域が炭鉱閉山の後、この菌床センターによって地域の振興、そしてまた地域の産業の振興に多大なる貢献をいたしておることは事実と思います。そのために、菌床センターから出る菌床についても、町がある程度相手に対して安価で提供するという事で、皆さん方のご理解をいただきながら、議会の承認の中でそういう手続をとっておるわけであります。

そういう中で、しからは黒字を出す目標の中で予算を置くべきだと。それも当然のことです。しかしながら、今日までいろいろな配慮の中で、生産者もどうにか仕事として、営業として成り立つまでに成長をいたしたわけであります。そういう意味において、ちょうど今は新しい局面に生産者も差しかかっているのではなかろうか、そのようにも考えます。そういう意味で、菌床センターの経営を維持する、黒字を出すということであるならば、生産者等の関係においても、菌床を高く売るとかいう方法でなければ、今日の菌床センターの経営からするならば、大変難しい事態にあるのではなかろうかと考えます。

一方、町財政を考えますと、やはりますます厳しい地方財政であります。健全財政を維持するために、町民の理解を得ながら予算計上をいたしておる中でありまして、そういうもろもろのことを考えますと、やはり町の財政なくして町の発展もないわけであります。しかしながら、地域の産業、そしてまた地場産業の振興ということを考えますならば、町も支援をする、協力をするということも大事なことでなかろうかと思えます。

しかしながら、ご指摘がございましたとおり、我々町政を推進するに当たりましては、やはり何といたっても健全財政であります。そういう意味において、今ご指摘がありましたけれども、それに向けてこれからの予算執行に当たらなければならない、そんなふうを考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

委員長

9番。

9番

私は、先ほども言ったとおりに、菌床の単価を上げろとは言っていませんよ。これはやはり生産者に大きな影響を及ぼすわけですから。

だから努力ですよ。今のシイタケ栽培者をふやすとか、あるいは自分たちが、本年も336万見ていますね。生シイタケでしょう、これ売の。そういうような努力をするとか、そういうようなことでもって、黒字とは言わぬけれども、実質的にちょんちょんになる程度のそういった予算を組むべきです。そういう意気込みが私は必要だということを言っているんです。やはり今後の予算執行上においても、そのようにやっていっていただきたいと、かように思います。

委員長

町長。

町長

予算を組む場合には、やはり過去の実績に基づいて予算編成をしたということでございまして、今ご指摘がございましたとおり、我々、やはり菌床センターに対する経営の安定というものも、これは大事なことであります。今後、菌床センターの充実強化のためにさらに努力しなければならない、そのように考えますので、ご理解いただきたいと存じます。

9番

いいです。

委員長

いいですか。

特養林産振興費、他にございますか。

(なし)

委員長

なければ、先へ進みます。

3項水産業費、1目水産業総務費。

ございませんか。

(なし)

委員長

なければ、進みます。

2目水産振興費。

5番、中川委員。

5 番

ここで私は2点ほど質問させていただきます。

214ページにあります地域水産物供給基盤整備事業と、それから北海道ヒトデ駆除モデル事業について質問させていただきます。

この水産物供給は、20日の道議の恒例会でも言われておりましたけれども、これ3カ年計画のことだと思いますし、今朝、議席に着く前に水産課長にお聞きしましたら、13、14をやられてきたと。それで15年を休みまして、今年度の16年の予算だと。そしてまた9,000万の事業費に対しまして、町と組合が1割の900万を組むんだということであったと思いますけれども、この13、14のとき、私いなかったものですから、どのような方法でやられたのか。また今年この900万円の事業に対しましてどうなのか。それから最終の、いつまで道の補助をいただきながらこの事業を続けていくのかということをお聞きしたいと思いますし、その、後ヒトデの方で質問させていただきますので、お願いいたします。

委員長

水産課長。

水産課長

まず最初に、ウニの関係でありますけれども、この事業につきましては、新厚岸小島地区ということでウニの漁場を整備する内容であります。それで、12年度と13年度、この2年間では沿岸の整備事業という形で2年間実施してまいりました。12年は7.5ヘクタール、それから13年が7.6を実施しております。

平成14年につきましては、漁港法が一部改正になりました。それで漁港漁場整備法という法律に変わりましたので、こういった漁場の整備についても漁港法の範囲内で行うということになりましたので、事業を14年に一度休みまして、調査と、それから適地の選定等を一度行いました。それで昨年からは、15、16、17と3カ年にわたりまして行うものであります。15年、昨年は4.6ヘクタール行いました。今年では5.8ヘクタールを行う予定でありまして、事業費は9,000万で、北海道が40、国が50、残りの10を厚岸町と漁協が負担する内容であります。

事業内容については、ウニの漁場造成ということで、小島の前浜、西側の方になりますけれども、その漁場5.8ヘクタールを、割れ石を敷き詰めまして、ウニとウニのえさとなる海草の着床、それを促すとともに、流れ藻の滞留が期待できるということでございます。事業は、来年度、17年度まで予定をしております。

以上です。

委員長

5番。

5 番 大体これ、つかめました。私の記憶と今の課長から答弁いただいたの、若干年度が違いますが、わかりました。

それから、先ほど言いました北海道ヒトデ駆除モデル事業なんですけれども、歳入の段階でも松岡委員が質問しておりました。ちょっとダブるようでございますけれども、私、何か考え事をしていましたのか、ちょっと聞き漏らしましたので、再度、申しわけございませんがお聞きをしたい。

それで、私もこの4年間、ちょっと足踏みしてきました関係で、4年間のうち3年間この事業に携わってまいりました。それで、ヒトデのことは大体わかっているつもりですが、松岡委員の質問に対しまして、課長は大変勉強しているなど私も感心しましたので、私からもこの席で、課長と私とちょっと議論してみたいなところ思いましたので、質問に立ったわけでございますが、まずは北海道の方の関係ちょっとお知らせください。

委員長 水産課長。

水産課長 北海道ヒトデ駆除モデル事業でありますけれども、歳入では46ページの水産業の補助金、この中で一番上段から2段目の北海道ヒトデ駆除モデル事業補助金 150万という内容が歳入でございます。それから 214ページに戻りまして、歳出の方では下から2番目、北海道が 150万、それから残り一財として75万で、合わせまして225万を予算化しております。

この事業につきましては、共同漁業権のところでありまして、沖合海域のヒトデの生息状況を調査して、漁場の保全と漁業資源の維持、これらを図るために、駆除事業をこれから行うというその資料とするために、厚岸漁協が北海道の補助を受けて平成14年から3カ年で実施しております。今年は3年目ということになりまして、事業費につきましては300万円、町費につきましては75万円という内容であります。

松岡委員とのやりとりでヒトデの駆除事業、これらの絡みだと思っておりますけれども、今言った北海道の方の事業については生息調査と。それから町が単独で行っているヒトデ駆除事業は、漁協さんが事業主体になりまして、平成4年から厚岸町がその一部を負担しながら単独補助を行っているという内容であります。

委員長 5番。

5 番 先ほども言いましたように、歳入で松岡委員の質問もありましたように、課長も

答弁されていまして、私も3年間これに従事させてもらいまして、町も今、事業主体は厚岸の組合ですけれども、町のこの厳しい財源をいただきまして過去やってきました。

課長からも答弁ありましたように、すぐわかるように、あそこの大橋の下のアサリ挟みも全滅状態でしたけれども、あのおり再開しましたし、それから松岡委員のときにも答弁していまして、大型化だったんですね。それがやはりだんだん小さくなってきました。そして量も減ってきました。ああ、これはいいことだなあと思ったんですけれども、ただ残念ながら、今課長が、北海道のヒトデ駆除事業を使って生息調査をするんだということでした。そうだと思うんですけれども、松岡委員が質問していまして、これはもう現実なんですよ。

課長もおわかりのように、11月の末から12月、本当はずっと継続でやられたそうなんですけれども、去年まで氷が張ってまして、船が小さいものですから、結局冬の結氷する時期を外そうということで、3月10日からまた再度、今操業をしています。ちょうど我々の議会の始まるころに2回目の、中抜きしまして今操業しているんですけれども、今、私も議会がありまして浜に下がっていませんので、その状態聞けませんけれども、秋の11月のはしりは、もうびっしりなんだそうですよ、かごにそのヒトデが入って。まあ松岡委員も言っていましたけれども。

そうすると、課長もおわかりのように船が小さいんですね。カワサキというか、昔のエンジンの船が四、五杯使っていますけれども、あとはもう1トンぐらいの昆布船に結局ドラムをつけてやっていますので、そこにかごをつけてまして積みまして、ボンデンからボンデン上げながらえさを入れて、そして置いてくるんですけれども、もうはしりなんかすごいんだそうですね。ドラムがギリギリ、ギリギリいうまで来るんだそうですよ。やはり船も小さいし、かごも積まなきゃならない。そうしたら、松岡委員がおっしゃる投げるわけでもないんでしょうけれども、結局積み切れないから、まあ投げる意味と同じでしょうけれども、置いてくるわけですね。その生息調査はそうでしょうけれども、もうこれ現実なんですわ。

だから、この事業費を、私は別な方に向けたらいいんじゃないかと思うんですね。これは組合の事業ですからあれなんですけれども、それでまた松岡委員の質問にダブリますけれども、買い取りしたらいいんじゃないかと思うんですよ。そうすると、結局その調査もできるわけですよ。

それで、今、町から助成をもらいまして組合で一緒にやるわけですが、本
当にさっき言いましたようにかなり減りました。その効果がありますのは、大体、
課長もわかるように1年間に20日ぐらい。これは船の数によりますけれども、七、
八杯の船で20日間ぐらい、昆布の終了のころから年前へかけて駆除事業をするん
ですけれども。

それで、その後、今カニも始まっています。それからツブも始まっています。そ
れで今度、秋、また11月からツブなんか始まりますから、そのために、クリカニと
いいまして、えさになるカニを皆に配っていく、実験場前、愛冠の方にもうびっし
り、えさにするカニをとるかごも入ります。だからこのときに入ってくるヒトデを
組合ではどういうふうに使っているのかよくわかりませんが、そういうものを
買い取り——だから私、この予算の分だけ、これは組合との協議も要すると思
いますけれども、その分を買い取りしたらどうかと。

それからまた、この16年度の予算でも、今私が言いましたように、11月の末から
12月にかけて、またツブが始まるわけですよ、年度繰り返していますからね。
そうすると、このツブ事業に入ってくるヒトデをこの予算内で買っただけ
れば、調査と、それから組合も幾らで買うか、それは買い取りするかわかりませ
んけれども、油代の少くらの足しにもなるんでないのかなと。両方いいんじ
ゃないかなと思ひまして今質問したところなんです、その辺ひとつ考えて答
弁いただきます。

委員長
水産課長

水産課長。

まず、1点目の北海道ヒトデ駆除モデル事業の関係ですが、実はこの事業
のはしりは、ツブの資源が激減している。その激減している原因はヒトデだとい
うことで、この北海道の調査事業が始まったという内容であって、釧路水産試験
場の試験結果が最近出まして、新聞にも昨年出たと思うんですが、実はヒトデ
はツブを食べないということが生息調査、追跡調査でわかりまして、北海道のこ
のモデル事業は一時やめようということで、平成15年度でやめようということだ
ったんですが、ツブは水深70メートルから沖の方に生息をしているそうです。ヒ
トデは60メートルから70メートルが限度で、そこから深いところには極端に少
ない。全くいないということではなくて極端に少ないということがわかりました
ので、一時この事業のあり方についても検討されたんですが、70メートルまでの
生息調査を引き続き15と16にやってほしいと、継続してほしいということで、
16年度も調査

費がついたということでご理解をいただきたいというふうに思います。

それから、買い取りの関係でありますけれども、実は三角ツブの駆除事業ということで、町も補助を若干でありますけれどもさせていただいて、現在、去年から始めさせていただいています。

この三角ツブの関係で議論になったのは、もう少し組合で買い取り価格を上げてほしいということ漁業者から要望があったんですね。それを、たしかカキとアサリ班の総会のときに、青年部が三角ツブの実態調査という報告会をやりまして、その報告会の終わった段階で組合員の方からそういう意見が出たんですが、この買い取りについては、自分の畑だと、自分の畑のものは自分で持ち帰って本来処理しなきゃいけないんだと。それで、そういうことは買い取りの値段を上げるということにはならないよという意見が、そのカキ、アサリ班の報告会の部会の皆さん、何人かの方からそういう声が上がって、買い取りの値段を上げる話はその時点で終わったということになります。

これをこのヒトデに置きかえますと、私どもも、組合の方で三角ツブの事業費についても、買い取り価格ではなくて、運搬費についての助成を行っているという内容でありまして、この買い取りについては、私どもについても考えておりませんし、漁協さんでもこれらについてはまだ検討——むしろ漁協さんからそういう要請が仮にあった場合、検討はしていますけれども、現時点では三角ツブとの整合性を考えると、買い取りは今の時点では考えておりませんので、ご理解いただきたいと思います。

委員長

5番。

5番

今課長から三角ツブの話も出ましたんですけれども、我々はカキやらアサリやっていますけれども、今、自分らの島に上がってきた三角ツブを組合で買い取れとか、そういうのは私たちも大反対していたんですよ。

というのは、課長もわかるように、我々昆布業者が昆布を干すのに雑草があったら取らなきゃならないですね。それと同じなんですよ、今あなたが答弁したことね。そしたら、その雑草駆除でないが、乾場に昆布干すのに、自分で草取ったら、道なり町なり組合でくれるかと。くれないわけでしょう。もちろんこれ、くれるわけないんですけれども、どういうわけでその三角ツブだけ、自分の島に上がってきたものをとるのに町の補助なり組合が買い取りしなきゃならないんだということで、本

当にかなりの議論しまして、今課長が言うようにだめになったというか、これはもう私たちにしても当たり前のことだなと思うんですよね。まあ、三角ツブの話が今出ましたから。

でも、その三角ツブとヒトデとは全く違うと思うんですよね。また、いつも名前使わせてもらって悪いんですけども、松岡委員が言いますように、結局沖にいますから、毎年これだけの補助をもらいながら、これからもうずっとやっていかなきゃならないんですよ。だから、どこかで沖にいるものをとっていかなきゃならないわけですよ。

それと、今、課長が答弁してくれましたように大黒沖にいますよ。課長とらまえてないかな、これは組合のあれで、5トン以上の船がカニで出ていますけれども、今操業していますけれども、その船が休んでいるときに、大体水深100メートルかな、尋で100尋かな、五、六隻、沖でもって試験的にやったことがあるんですよ。物すごいんですね。あの人達はドラムが大きいですから、どれだけ入ってきてもちやんと上がってきますけれども、かなりの量なんですよ。

だから、それだけ組合もその資料をつかんでいると思うんですよ。私が言う愛冠の先から大黒に向かって。これは普通、課長もご承知のように、チンベ出していますから水かぶりのあれから、もう出たら物すごいんだそうですよ。それでツブだって、船が小さいですから、しかも風が吹いたりなんかしますと休みますよね。そうしたらもう入ってるんだそうです。だから、駆除するものがあるのはわかっている。大体組合もつかんでいると思うんですよ。

だから私は、町も一般財源でも入れていますけれども、この分だけでも買い取りすれば、それだけ資源も減るわけですからと思って、単純な考えかもしれませんが、それで今質問に立っているわけです。

それから参考までですけれども、13年か何かに指導所のご指導をいただきながら、ヤスデが物すごい動きが早いとか何とかという話がありますので、とったヒトデを色をつけまして、あるポイントにばらまきまして、実験で、どのぐらいでこっちに動いてくるのか調査したんですけども、その後聞いても、一向にその色をつけたものがとれてないんですよ。上がってないんですよ。

だから我々素人では、それが途中で色のはがれちゃうのか、色をつけたものは死んじゃってるのか、それはわかりませんが、そのものもまだ上がっていない

んだそうですね。私1年間休みまして3年しかここに携わっていませんから、その後の状況を聞いていませんけれどもね。でも愛冠かわりまして、水かぶりからかなりいるようですので。だからそれが、もう年々また入ってきますから、松岡委員じゃないですけども、毎年町のこの厳しい財務をいただきながら、これやらなきゃならないんですよ。

だから、どこかで思い切ってやるか、あるいはまた北海道の、町長にお願いしようと思ったんですけども、課長が努力された関係、これも13年か14年に、新聞で課長もとらまえているかどうかわかりませんが、白糠で異常発生したという新聞、写真入りで出ていました。恐らくカミ、昆布森なんかも相当いるんでないかと、これは私の推測ですけども。だから課長も努力されて、町の水産課等々と連絡し合ってますね、やはり予算も厳しいです、北海道も。厳しいと思いますので、厚岸町長に努力してもらって、先頭に立ってもらって、関係町、組合挙げてこの駆除事業をやってもらいたいなど、これは私の要望でございますけれども、町長いかがでしょうか。

委員長

水産課長。

水産課長

ヒトデの量の関係であります。水産試験場の試験結果資料によりますと、ヒトデについては1平方メートル当たり0.06個がその生息密度で、年間約4.1トンのアサリが食害の被害を受けるというふうに、そういう試験結果が出ております。

それで、厚岸町は現在どうなのかということでもありますけれども、駆除の効果が着実に実を結んでおりまして、先ほど委員も言われたように、大型のヒトデが少なくなって小型化してきているということでありましたけれども、平成12年度以降、この生息密度も各海域において駆除の目標としていた数字を下回っております。場所的には厚岸港内、それから南防波堤、市場前、実験場前、それからアサリハサミ漁場、このいずれも平成12年以降下回っておりまして、その数値が、アサリの稚貝の放流の基準なんですけれども、1平方メートル当たり0.1個というヒトデの数が、1平方メートル当たり0.012という数字、これが現在普及所のヒトデの生息調査の結果出ている数字だということで、相当ヒトデの生息密度が下回っているということでもあります。

あと、ヒトデについては、当初この駆除はアサリハサミ漁ということで、これが主体でありました。もちろんホタテも入っていますけれども、アサリが主体であり

委員長
5 番

ます。アサリの挟み漁、それからアサリ漁ともに、現在においては順調な伸びということでありますので、先ほどの答弁の繰り返しになりますけれども、買い取りについては現在のところ考えておりませんので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

5 番。

幾ら私とやっても平行線みたいなので、これでやめますけれども、私もさっき言いました、課長に答弁してもらったところは本当にいないんですよ。今、あなたの資料のとおりで、もういないんです。だけれども、沖にはいますよということなんですよね。だから、その入ってくる速力もどのくらいで来るか、今試験はしていますけれども、まだわかりませんが沖にはいますよ、このとる方法はできませんかというのが私の質問なんですよ。

いません。もう本当に減りました、おかげさまで。島、島の間も本当にあなたが言うとおりに、アサリハサミの島に上がってきて、アサリを食べると、被害があるということでヤスデの駆除が始まったんですけれども、小さい船外機、昆布とり船を向けまして島と島の間ずっとやっていますし、かなりのものが減りました。

だけれども、私が心配しているのは、愛冠から先にいるんですよ、たくさんいるんですよということなんです。それを少し減らすために、今の船では、課長ね、やはり深いですしね、愛冠から沖ですとね。だから今の船の式ではできないんですよ。やってやれないということはないんでしょうけれども、できませんので。

だから、愛冠から沖にいるヤスデを、北海道のこういうモデル、あれを使ってやれないのか。買い取りか何かすればですよ、みんなこれツブ今やっておるわけですから、それから沖のツブこれから始まりますけれども、その人たちの休みを利用すれば、その関係者も私いいと思うんです。みんな道具を持っていますから。だからそれだけ揚げれば、あとキロ何ぼで買うか、それはわかりませんが、この分だけを揚げれば、調査にも加わるし、また価格の分だけあれなんでないかなと思ひまして質問したんです。

だから、はい、買い取りもしません、何もしません、こっちの中は減りましたと。それで喜んでくれるんでしたらいいんですけれども、私は3年、4年、5年のことを考えて今言ってるわけですから、それは私たち考えていません、今後も考えませんと言うんなら、それで結構なんですということなんですけれども。

委員長

水産課長。

水産課長

北海道ヒトデ駆除モデル事業、これについては、各漁協とも駆除が最終目的なんですね。生息調査をずっとやっていって、最終的に駆除に結びつけようと、駆除をやっていただくというのが漁協さんの腹積もりなんですけれども、支庁、北海道については、ちょっとその考え方にずれがあります。それで1年延ばして今回の予算化ということになったわけです。

私どもとしても、漁協さんのそういった到達点、目標がそこであるということでもありますので、これらは漁協さんとともに釧路支庁の方をお願いをして来年以降も継続して、生息調査を今年で何とか終わらせて、駆除の方に結びつけてみたいなど、そういう要請をしてみたいというふうに考えております。

以上です。

5 番

はい、わかりました。

委員長

よろしいですか。

2目水産振興費、他にありますか。

13番、菊池委員。

13 番

今年は漁協との共同事業が続きそうでございますが、この中でカキの中間育成施設整備事業についてお伺いいたします。

試行期間と発注時期、発注業界、これらについてお示し願います。

委員長

水産課長。

水産課長

カキ中間育成事業の関係のご質問でありますけれども、この中間施設は、まず、流れ的には昭和58年の大量変死があったと。それ以来、カキについては自然での再生産ができなくなったということでもあります。そのために、ほとんどのカキの稚貝を宮城から購入をして、垂下式の養殖方法に変わってきました。漁業者は厳しい自然環境のもと、湖内で産卵をさせて栄養分の豊富な湾内で育成をさせると、他の地域に例を見ない方式でカキの生産を続けてきたということでもあります。湾内での育成は、主に身を回復させるためには必要不可欠なものであります。

この施設は、平成5年と平成8年に、過去同じ事業で合計で235基つくりまして、平成5年に11基、漁協独自で行っております。現在246基の中間育成施設がございます。整備後は、漁業者の努力によりまして生産量が本当に大きく伸びまして、現在では北海道を代表する生産地の一つになっておりまして、これまでのこの中間育

成施設の成果、効果があらわれているという内容でございます。

お手元の議案第6号説明資料で申し上げますと、4番の事業の必要性ということで、下から2つ目のポツで、厚岸漁協では、今後、市場での流通が既に確立されている焼きガキ及びむき身を主とした宮城系のカキの生産を維持しながら、生食用の新しい資源として期待が寄せられているシングルシードカキの生産増を図って、それぞれの特徴を生かしたカキの振興を図る計画であるということで、この事業は、新たな厚岸のブランドとしてシングルシードカキの増産体制を確立するとともに、厚岸カキ全体の生産を高めて、地域資源の増大と漁業経営の安定を図るということで、湾内の中間育成施設を整備するという内容であります。

今、この予算書の歳出の方では216ページでありますけれども、歳入の方では46ページの方に水産業費補助金で3,215万8,000円とございますが、このうち新山村振興等農林水産業特別対策事業補助金3,000万が載っておりますが、これが歳入の部分でございます。

また、216ページにお戻り願いたいと思うんですけれども、事業内容については、湾内にカキの中間育成施設、延べ縄垂下式の200メートルを35基整備するという内容でございます。事業費については6,300万、これは300万が消費税でありますので、補助対象事業費については6,000万という内容でございます。

それから発注につきましては、これは漁協さんの方で事業主体となりますので、現在のところ発注はまだされておられませんし、発注がいつになるかちょっと不明でありますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

委員長

13番。

13番

事業の必要性、内容につきましてご説明いただきました。

発注の方は事業主体が漁協ということで、漁業協同組合の方が発注になるということですが、一応説明の中では、台座の方と漁業資材の方、いわゆるコンクリートブロックの方と延べ縄垂下式の方と、2つの部分発注となると思いますが、地元企業の育成のためにも、地元発注を進めていただきますようお願いいたします。その辺の感覚、お願いします。

委員長

水産課長。

水産課長

前回は地元ということでございましたので、漁協さんの方にも、なるべく地元の

委員長
13番
委員長
3番

方ということをお話をさせていただきたいなというふうに思っております。

よろしいですか。

はい。

3番、南谷委員。

5款農林水産業、3項水産業費、2目の水産振興費につきまして、3点ほどお伺いいたします。

かねがね私は、厚岸町は水産のまちである、町長もみずから公言されておられるところでございます。特に厚岸町の将来、水産業の発展に大きく関与していければなど、そんな思いで議員にならせていただきましたので、あえてこの3点について強くお願いするものでございます。

まず、第1点目でございます。

第1点目は、ハサップ問題でございます。この関係につきましては、私、一般質問でもさせていただいたんですが、平成16年度のハサップ対応、ソフトの面で本年度の事業内容、計画について、まずお伺いをさせていただきたいなと。

さらには、今年度ここに計上されている202万5,000円の事業内容について、お尋ねをさせていただきます。

次には、昆布漁場改良事業でございます。927万、この関係につきましては、厚岸町約500人弱の組合員の皆さんが、大宗漁業である昆布漁業に従事をしており、関連漁業、業界を含めて町に大きな貢献をしておるところでございますが、この昆布漁業が、今日、道の方でも非常に、中国からの半製品の輸入問題、約6万トンとも、それ以上の数字とも言われておって、なかなか実態がつかめない。それで、今日、産地表示の問題がほうふつしてきております。町として、この産地表示の問題についてどのようなお考えを持っているのか、お尋ねをさせていただきます。

さらには、この昆布漁場改良事業でございますが、かつては国の資金半分ぐらい、そして町と組合で2分の1ずつの負担であった。今日、昆布の中国からの輸入問題等、非常に生産者の皆さんは懐ぐあいが疲弊しておるわけでございますが、この工法上、道・国の資金を使うと非常に制約が多くて、むしろ組合含めて町として半分ずつ負担をすることで、自由な工法ということで、今日2分の1ずつの負担になっているのが実態でございます。できれば私は、これが四分六か3分の2ぐらい町で負担をすることで、結果的に町はもっと負担がふえるわけでございますけれども、

浜からの負担、組合からの負担が現状のままで、もっと漁場改良を大きなスケールでやることによって、最終的には生産量に大きくはね返ってくるのではないかな、このようにとらえるものでございますが、町としてどのようにとらえているのか、お尋ねをするものでございます。

さらに、3点目でございます。216ページ、ニシンの中間育成事業でございます。この事業、平成16年度は30万を計画しておるんですが、この事業内容についてお伺いいたします。

以上でございます。

委員長
水産課長

水産課長。

まず、1点目のハサップの関係であります。

事業費は214万8,000円、このうち110万は釧路産炭地域振興事業からの助成をいただいております。さらに厚岸漁協ほか、買受人組合等から負担金を21万8,000円いただいて、町の一般財源110万を加えて214万8,000円で行う内容であります。

予算書の52ページをお開き願いたいと思います。予算書の歳入52ページ、ここで雑入でありますけれども、真ん中あたりに釧路産炭地域振興事業補助金310万とあります。このうち110万円をハサップ対応で使わせていただきたいと思います。それから、その3つ上に地域ハサップ推進負担金21万8,000円、これが歳入合計でございます。

212ページの方にお戻り願いたいと思います。

この事業内容でございますけれども、まず、この事業は厚岸の水産物の品質と安全性を高めまして、他地域との差別化を図って、安全で安心な厚岸ブランドを確立することで水産業の振興を図るために、ハサップの考え方を取り入れた品質と衛生管理の高度化、これと産地が一体になって進めるための講習会を開催して、漁獲から加工、流通に至る衛生管理等の現況調査を行うという内容でございます。これが事業目的でありまして、事業内容については、先ほど言った水産物の衛生管理講習会の開催、それから水産物の衛生管理の実態調査、この2つを行う予定であります。

実態調査は、漁獲から加工に至る各段階におきます衛生管理の調査を分析して、現状をまず把握する。それから、その現状調査に基づいて、厚岸町版の品質管理マニュアルの策定の方向性をまとめるという2つの事業から成り立っております。

次に、昆布漁場の関係であります。

昆布漁場の改良事業でありますけれども、これは委員よくご存じのとおり、一定の順序で循環的に漁場を改良することによりまして、計画生産の体制を維持して、これまでに駆除事業の大きな効果となってまいりました。今回、全体で 418.5ヘクタールの駆除面積のうち、今回70ヘクタールを昆布漁場として今年度改良を計画してございます。

それから、先ほど申されました産地表示の関係でございます。現在のところ、昆布巻きの加工の調整品ということで、この昆布巻きの関係で、産地表示のことが今農水省の方で検討されているということでもあります。厚岸町の昆布、ご存じのとおり、この北海道沿岸については、この昆布の生産が我が国の昆布の90%を占めているという重要な漁業でございます。厚岸町の大宗漁業は、もちろんこの昆布であるということで、北海道ランキングで生産量では5番、それから生産高では8番ということでランクづけをされている漁種でございます。この厚岸の漁業生産高に占める昆布の割合も、平成13年度、ちょっと古いんですけども 18.46%を占めるまでになってございます。

日本は、昆布を I Q 品目、輸入割り当て制度によりまして輸入数量に上限を設けて、外国からの輸入量を制限してございます。一方で、その制限とは別な形で昆布の加工品が自由化品目として扱われていて、一説では、約 4,000トンが I Q 制度の枠とは別に入ってきているのではないかというふうに言われてございます。これは最近、北海道漁連の方でこのぐらい入っているのではないかということで数字が言われてございます。

例えば、昆布巻きの中に魚の量が20%以上占められていると、それは昆布の輸入ではなくて、中身の魚の輸入にカウントされるんだということでもありますので、中国からは味つけをしないで、日本の国内でその味つけを行うために、法の網をくぐった昆布の輸入が行われているのではないかということでもありますけれども、実際の量はつかまれているというのが状況であります。

特に、中国産昆布を原料とした昆布巻きの輸入がふえているということが言われてございまして、国内産昆布を原料としている日本の昆布巻きの価格に大きな影響を与えているということでありまして、生産地としてその昆布価格に大幅な下落をもたらした、一昨年でしたか、昆布が過去10年間で最低の価格になったということが言われてございまして、そういった深刻な事態を招いているのではないかという

ことであります。昨年は若干、数%であります但し値段が持ち直しまして、一昨年ほどではなかったんですけれども。

それで、現在消費者の多くが、その昆布巻きの原料が外国産か、あるいは国内産か、これは識別判断するのは困難だということでありまして、その外国産の昆布巻きを国内産として認識して買っている可能性がどうやら高いのではないかというふうに推察されるところであります。このようなことは、国内の消費流通を考えた場合、消費者サイドに立った適正かつ開かれた商品情報あるいは履歴情報の提供を進めていく上で障害になるということで、現在、北海道の昆布産地で組織されております昆布輸入割り当て制度堅持北海道自治体協議会という組織がございますけれども、この組織で、昆布加工品の、昆布巻きの原産地表示の義務づけに関する要望書を、今農水省に提出をしているという状況でございます。

ちょっと長くなりましたが、最後にニシンの関係……。1つ抜けておりました、負担割合の関係であります。

昆布漁場改良事業であります。事業費 5,000万、補助対象経費 5,000万であります。町の方では、この地域 925万円を予定しております。昨年も事業費は同じでしたが、補助金については 1,000万、去年は予算計上をさせていただいております。今年も 927万ということで減額してございます。

それで、昆布の補助の関係でありますけれども、大宗漁業ということで、厚岸は水産のまちであります。時に、非常に割合が大きい昆布漁業ということで、この昆布の好不調がその年の厚岸町の経済の方に大きく影響をするということでもあります。今後ともこの昆布の関係については、負担割合については、総じていろいろな、例えばヒトデ、アサリ、それから肉食性、こういったいろんな事業がありますけれども、限られた予算でありますので、メリハリをつけた形で今後とも考えていきたいというふうに考えてございます。

それから、ニシンの関係でありますけれども、この事業は、ニシンの資源の拡大を図るために、厚岸漁協、町、それから北海道漁業栽培公社、今、独立行政法人になりましたけれども、これらが中心になりまして、ニシンの中間育成施設を厚岸湾の厚岸漁港内に設置しております生けすに、日裁協の厚岸事業所で種苗生産されましたニシンの稚魚をトラックで搬送して海上運搬して、中間施設である育成施設の生けすへ収容するという内容であります。収容したニシンの稚魚については、自動

委員長
3 番

給餌機によりまして定期的にえさの供給をして、定期観察を行って健苗な種苗の育成に努めると。中間育成後、厚岸湾に放流するという内容であります。平成16年度157万5,000円の事業費で、町費は30万円を予算化してございます。

以上がニシンの中間育成の関係で、以上でございます。

3番。

まず初めに、ハサップの関係でございますけれども、カキの貝毒、SRSV、非常に今日、食の安心・安全の問題が問われる時代にあって、やはり厚岸町としては、私、水産課、市場を起点として、しっかりしたハサップ体制というものの構築が、若干他の市場から見ておくらせておるのかなと。少なくとも北海道の中、日本の中でも、この厚岸のカキや水産物が周知されている中で、この衛生面、今日、なかなかとめようがない時代に入った。日々の中で衛生管理体制というものを構築していかなければならない。まさに、課長の答弁のとおりだと思います。そういった意味では、加工屋さんまで含めたソフト面での体制づくりというものが、いま一つなのかなと。そういう意味では、今後もしっかり取り組んでいっていただきたいと思うものでございます。

次に、昆布漁場の改良事業でございます。

この関係については、課長は、めり張りのついたと。ヒトデ、当然三角ツブの問題もあるんでしょうけれども、やはり私は、何といたっても厚岸町は昆布に携わる皆さんが多いわけでございます。そういった意味でも、しっかりとこの昆布漁場改良事業というものを今後も支えていかなければならないし、昆布の安定生産のためには、事業の推移、組合ともども支援をしていっていただきたいものと思うわけでございますが、あえてこの関係について再度お尋ねをさせていただくものでございます。

さらには、昆布の自由化問題でございますけれども、非常に道の方の動き見えてきているんですけれども、厚岸町、浜中町、釧路町、この3町に5単協またがっておるわけでございますけれども、組合間では相当連携をとって値決め関係も進めてきておるわけでございます。かつては上浜、並浜とあって歩調を昆布関係ではやってくるわけでございますが、町の関係では水産関係で、これらの事業にどう取り組んでいっているのか含めて、将来に向けて3町での取り組み、昆布事業というものをどうとらえていくのかということが必要に迫られてきている時代にあると思

いますので、この辺のものとのとらえ方についてもお尋ねをさせていただきたいと存じます。

さらには、ニシンの関係でございます。

確かにニシン、厚岸湖内には湾内に小定置があつて、網上げの時期、さらには中間育成をする問題とか、諸問題があると思います。しかしながら私は、日本海の方、せつかく厚岸町に日裁協があつて、相当多くのニシンの稚魚を育成しておるわけでございますけれども、残念ながら 100%厚岸湖で放流されているんじゃないんですよ。それぞれ配分をされて、そのうちの幾らかが厚岸で放流されている。これもやはり財源に私は起因をしているのではないかなと。何と云つたって、たくさん放流しなけりゃとれないだろう。せつかくですね、諸問題あるだろうけれども、今の組合、浜の実態からいって、このニシンの中間育成事業や放流尾数をふやすということは、やはり厚岸町の将来に大きく影響するものではないのかなと、そう考えるものですから、ぜひ町の将来を考えるには、この事業を大きく展開をしていただけるような支援体制が必要と思われるわけでございますので、町長のお考えを聞かせていただきたいと思います。

以上でございます。

委員長
水産課長

水産課長。

まず、ハサップの関係でありますけれども、委員おっしゃられるとおり、ちょっと手おくれではないのかというお話でありました。ハサップについては、食品の衛生管理の手法である考え方ということがまず基本になっております。行政的には、ハサップといいまして、地域はつかないんですね。厚岸町は、その地域ハサップということで考えてございまして、そのハサップの考え方をそれぞれの地域でオリジナリティーを出すということの考えのもとに進んできてございます。

ハサップは、ハードが優先ではないかということで、まず万が一の危険の発生防止が対象設定になるので、そういった危険の発生防止がまず優先されますよということで、決して難しいことでなくて、その心がけをマニュアル化したものだという考え方でございます。

厚岸では水産業対策協議会という組織がございまして、そこでハサップの専門委員会を昨年立ち上げました。その専門委員会の中では、決して価格に、投資に見合ったものが価格に転嫁できないんだということで、そのハサップの導入そのものに

ついて大変不安を感じていた専門員がおられましたけれども、今年になりまして釧路保健所から講師を呼びまして、決してそういうことではなくて、ハードはあくまでも後からついてくるもので、最初は人づくりであり、あるいは危険の防止が先決だというお話を聞いて、委員それぞれ意思というか、地域ハサップこれならできると、何とかその実態調査を行って、マニュアルに何とか結びつけたいということで意思統一をしたところでございます。

それから、昆布の関係でありますけれども、厚岸の漁業については、委員ご案内のとおり、200海里以降、資源管理型業務に履行をしております。それぞれ厳しい経済情勢の中で漁業活動を続けているわけでありまして、その自然環境の厳しい中には冷夏があり暖冬があつて、それによる気象の変化があつて、または乱獲によって資源が著しく減少したのものもあるということで、冷夏によりましてカキが自然の再生産ができなくなって、暖冬によりまして流氷が来なくなったということで、雑草が生い茂ってカキの自然再生産が阻害されて、雑草を駆除しなければ昆布の成長が非常に悪くなってきた。

カキについては、宮城から稚貝を購入して、シングルシードカキがそこから生まれてきたと。昆布は、先ほど言ったように人工的に雑草を駆除して再生産を促して、結果は、カキが全道一の生産量を誇って、昆布については先ほど言った北海道で5番目、ということは全国では5番ということになりますけれども。それで、ウニは乱獲によりまして資源が減って、ウニの種苗センターが稚ウニを毎年120万、海に放流しております。ホタテも毎年稚貝を放流しているということで、現在、厚岸で自然的に再生産で主なものはアサリであるということでございます。アサリについては、ご案内のとおり全道で50%以上を占めている。そのアサリですら、三角ツブあるいはヒトデの外敵にさらされている状況だということでございます。

町では、こうした資源管理型漁業を守るために、今後ともその栽培漁業に取り組んで自然再生産を促していくということで、さらに外敵から守るための支援をしていくんだというふうにこれまで行ってきたところであります。今後とも、これらの事業に支援を続けていかなければ、こういった資源管理型漁業は成り立たないというふうに考えますし、基幹産業も守れないということでございます。でも、限られた予算ということでございますので、繰り返しになりますが、事業面においてめり張りをつけながら、今後とも助成についてはずっと継続してまいりたいというふう

に考えてございます。

それから、釧路、浜中、厚岸町との昆布森、釧路町取り組みでございますけれども、今まで、お隣ということでありましたけれども、これまで取り決めがなかったということでもあります。今後は、例えば会議が釧路等であった段階で、そういったときにはお互いに情報交換、あるいはそういったことで交流をしてみたいというふうに考えてございます。

それから、最後にニシンの中間育成の関係であります。

ニシンの生産量が、平成13年に11トン、平成14年29トン、そこまではこれは順調に來たなというふうに見ていたんですが、昨年は10トンにとどまったということで、漁獲高も700万程度に下がってしまいました。平成14年に29トン、1,800万ほどの生産高がございました。この段階では相当期待をされていたわけですが、昨年が若干落ちました。放流数については、平成13年度12万3,000尾、それから平成14年度37万8,000尾、それから平成15年度では12万3,000ということで、それぞれ放流をしてございます。

平成14年度は、事業費については栽培公社の方からも事業の負担をいただいております。厚岸町も、もちろん負担してございますけれども、放流数については大体20万以下、12万とか18万とかとなっているんですけれども、この放流数とそれから実際の漁獲量との比較というか、そういった実際の漁獲量とその因果関係については調査はしておりません。

ただ、ニシンのこういった中間育成事業、厚岸ニシンの再来ということを期待して、これまで昭和52年に日裁協ができて20年間やってきたわけでありましてけれども、一時は本当に29トンまで來たわけでありましてけれども、今後ともこれら地道な努力がいつか、群來が訪れるのではないかと、そういったことも期待しながら、今後とも事業を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

委員長

休憩します。

南谷委員のこの後の質問は、再開後にお願いいたします。

再開は3時半を予定いたします。

休憩時刻 15時03分

委員長

再開します。

再開時刻 15時30分

3 番。
3 番 3 回目の質問でございますから、2 点に絞らせていただきたいと思います。存じます。
委員 長 3 番さん、一問一答ですから回数制限はありません。
3 番 はい、ありがとうございます。
 (「10回でも20回でも」の声あり)
3 番 いや、簡略にやりたいと思いますので。
 (「そう言わずに頑張る」の声あり)
3 番 はい。
 たった2点でございます。やはり何といたっても昆布漁業、厚岸の大宗漁業でございます。浜の皆さんは、その年の雑草駆除海域、その負担、大変な関心事でございます。多くの皆さんが将来の昆布漁業をという思い、組合どもども町としてもこれから積極的に支援を望むものでございます。この負担割合を、今日の昆布漁業の実態からして幾らかでも改善をしていただけるよう切望するものでございます。
 もう一点でございますが、ニシンの関係でございます。先ほど来説明を聞いていますと、平成13年は12万、14年は公社の交付金の関係もあって37万、平成15年は12万に、約12万ペースで放流されている。そうしますと、平成14年度の放流されたものが、将来何年にここの厚岸に戻ってくるかわからないにしても、約3倍ぐらいの放流尾数でございます。今日の12万尾を、今の組合の実勢からいって、なかなかふやすことは僕は難しいのではないのかなと。そんな思いから100万尾でもいいですから、ぜひ町の支援のもとに多く放流してやるのが、町にとっても、かつての厚岸のイメージを取り戻すためのニシンの放流事業につながっていただければなと、そんな思いでございます。
 今日、厚岸町の財政、非常に厳しいものがあるわけでございますけれども、何といたっても厚岸は漁業のまちでございます。昆布やニシンの回復が望まれるわけでございます。若狭町長さんは、うちでの小づちを持っているわけではないんですけれども、私は北海道、日本一の手腕のある町長さんだと思っております。どうか若狭町長さんの寛大なるご支援のもと、よろしくお願いを申し上げる次第であります。
委員 長 町長。
町 長 お答えをさせていただきます。
 何といたしまして、先ほど来からお話のございましたとおり、厚岸町の基幹産業、

漁業であります。また1次産業であります。特に、漁業の振興なくして厚岸の経済の元気、活性化はないわけでありまして、そういう意味で、私といたしましても、水産業の振興のために町政の果たす役割、極めて大きい。そういう認識の中で行政を推進いたしておるつもりでございます。そういう意味で、何といたしましてもやはり漁業においては、大宗漁業の昆布業の振興発展なくして漁業の振興はないわけでありまして、そういう意味において、雑草駆除、その果たす役割、極めて大きいわけでありまして、

実は昔を思い出しております。といいますのは、厚岸漁業協同組合が事業体として行う雑草駆除の方法については、当時は沿岸漁業振興とか、いろいろと国・道の補助が適用されたはずであります。ところが、厚岸漁業協同組合は、その独自の手法で雑草駆除をするということで、それを適用せずに、みずからの努力で雑草駆除をしたのではなかろうかと、私は過去を振り返って、今改めて考えておるわけでありまして、

今日、町の補助、わずかでありましてるけれども、長年の漁業協同組合が行う事業をもって雑草駆除の中で昆布業の振興発展があるわけでありまして、そういう意味で予算をもっと大きく盛ってくれ、せめて半分ぐらいはいかなものかというご指摘でございます。

しかしながら、漁業は昆布漁のみならず、やはり町といたしましては、あらゆる漁種に対する温かい、手厚い支援をもって漁業の振興を図っております。そういう意味で、今回の予算においても数多くの漁業をもって、私は予算をお願いをいたしておるわけでありまして、

しかし、これからの厚岸の漁業の振興というのは、栽培漁業の振興なくして漁業の振興はない、そのように考えておるわけでありまして。今後とも、雑草駆除については力強く応援をしてまいりたい、かようにも考えております。

さらにはまた、ニシンの中間育成の関係であります。

南谷委員も、また各委員も目にしたかと思っております。ここ1週間前でありましょうか、石狩地方においてニシンの群来が来たという報道がございました。さらにはまた、厚岸町においても近年、若干でありますけれどもニシンが見えてきたという報道、また耳に入るわけでありまして。そういう中で、昭和40年代まで厚岸町はニシンで栄えたまちであります。そういう意味において、私は本当に懐かしい記事、ま

た便りを耳にいたしたわけであります。

それも一つに、私は、厚岸町は将来ともに水産のまちとして大きく期待を持っております。なぜかと言いますならば、栽培漁業の振興なくして、先ほど申しましたけれども厚岸の発展はない、そのように考えております。ところが、厚岸は大変私は恵まれていると思います。

といいますのは、漁業協同組合が中心に施設を持っておりますウニの栽培センター、さらにはまた、先ほどからニシンの関係がありましたけれども、かつては財団法人日本栽培漁業協会が厚岸町にもあります。この施設については、組織が変わりました。昨年10月1日から独立行政法人水産総合研究センターということに相なったわけであります。また、町自体のカキの種苗センターがあります。さらにはまた、水産普及所が釧路管内が集約をされまして、その施設が厚岸町にできた。もろもろの水産関係を見るに、これらの連携を密にしながら、厚岸町の水産のよりよい発展を示すという、私はそういう恵まれた厚岸の条件を、これからさらに行政の中でも生かしてまいりたい。また、生産者もそれらの施設を大いに利用し、それぞれの生産の上がるように大いに利用すべきことではなかろうか、かようにも考えておるわけであります。

しかしながら、水産総合研究センターというのは、これは厚岸町の施設ではございません。国の施設であります。国全体の漁業の振興に役立つための施設であるわけでございまして、厚岸だけがその利益を得るといふ施設でないわけでありますが、しかしながら厚岸に所在をするという地理的な関係を生かしながら、これからも、今、南谷委員が質問ありましたとおりの、厚岸町の漁業振興のために大いに連携をとりながら進めてまいりたい。

さらにはまた、何といたしても、やはり漁業協同組合と連携を図るといふことも大事なことであります。それぞれの関係機関とこれから連携を図りながら、さらに厚岸町の漁業振興のために頑張ってもらいたい、そういうふうを考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

委員長

いいですか。

3 番

はい、ありがとうございました。

委員長

2 目水産振興費、他にございますか。

ありませんか。

(な し)

委員 長

なければ、先へ進みます。

第3目漁港管理費。

7番、中屋委員。

7 番

3目漁港管理費でお伺いします。

湖南地区漁港施設清掃委託料、事業内容をお知らせ願います。

委員 長

水産課長。

水産課長

湖南地区漁港施設清掃委託料63万 2,000円の内容であります。この内容については、厚岸漁港の第一、第二埠頭及び床潭の漁港施設の清掃業務委託料でございます。

委員 長

7番。

7 番

それでは、清掃ということは岸壁を清掃するんですか。

委員 長

水産課長。

水産課長

エプロンを含めた漁港の第一埠頭、第二埠頭及び、ごみ箱が設置してございますけれども、そのごみ箱等もその業務の中に入っている内容でございます。

委員 長

7番。

7 番

トイレも清掃に入っているんですね。それじゃお伺いしますが、昨年だったと思います。湖南地区の第二埠頭と申しましょうか、そちらの方に家電ごみが非常に多く投げられて、その処置にかなりこの議会でも討論が、いろいろ話し合いがありました。昨年、緊急雇用対策費として道から補助をもらいまして、平成14年12月から15年3月15日までの清掃用というのか、見回り代というのか、補助をつけてもらったんですが、その関係でもって大変、この間も私、まだ雪がありましたが岸壁ずっと一回りしてきました。そうしたら家電の大きい目立つようなごみはなかったです。ああ、きれいになったなと思いました。

ところが、今年はこの予算書を見ると、1年で確かにきれいになったことはきれいになったんですけども、これから時期が春になってくると、異動、引っ越し、大掃除、いろいろなものが出てくる季節になってくるのにもかかわらず、また出ないとも限らないんですよ。なぜ道の方に、この1年ぼっきりでもって、この緊急雇用対策費要望できなかったんですか。もうないと思って必要ないと思ったんですか、その点ちょっとお伺いします。

委員 長

水産課長。

水産課長

ただいまの緊急雇用創出特別対策事業、漁港の環境周辺整備事業の関係であります。委員おっしゃるとおり、確かに平成14年にこの事業を行いました。町内の漁港周辺の巡回監視と投棄ごみの清掃運搬業務、それからごみの投棄が目立つ場所の看板の設置、それからマップの作成、これら合わせまして平成14年12月1日から年度末の3月15日まで行っております。

この事業は北海道の事業でありまして、北海道が一般枠とそれから政策枠という二本立てで予算化したものであります。この事業にのりまして、町といたしましては漁港の周辺環境整備事業ということを行いました。一般枠については、3年間の事業期間があります。この一般枠にたまたま執行残が出まして、その執行残でこの政策枠に回ってくるということでございます。平成14年度にその政策枠がたまたま回ってまいりまして、この事業を実施したわけであります。

事業内容については、先ほど申し上げましたが、平成15年度はどの政策枠も出ましたが、別な方の事業に振り向かれたということでございます。14年度はたまたま単発の事業でありましたけれども、単発でも漁港周辺の環境整備の効果が十分あったというふうに私ども見てございます。継続的な事業ということではなくて単発でしたけれども、今後とも、またこのような事業があった場合についてはのりたい、活用はしたいなと思っておりますけれども、昨年度については別な事業に振り向かれたという内容であります。

委員長

7番。

7番

それじゃ、これからそういう季節になってくる。もし仮に、そういうのがまだ家電関係類、廃網から車のタイヤ、あのときは大変だったですね。そういうものが放置されたという場合には、どのような対策をとるつもりなんですか。

委員長

水産課長。

水産課長

これまでも、こういった漁港の周辺環境整備については、いろんな団体からご協力をいただいております。例えば漁協の船頭・通信士会を初め、そういった漁業関係者が大変協力的に環境整備をしていただいております。町の方にも支援といいますか、例えばトラックの借り上げ等、建設課の方にご無理を申し上げまして協力していただいた経緯もございます。

ですから、そういったことで環境を——決して補助事業を使って行うだけではなくて、自発的にそういった漁業関係者の団体が協力していただけるということも一

つの方法かなというふうに思います。

委員長 7番 7番 その点はわかりましたが、しかしながら、先ほどからカキ、昆布、いろいろ小さい魚類までの話が出されておりましたが、ちょうどあそこはカキの養殖している場所でもあるんですよね。だから、この補助金が出たときも、漁業の資源を守ろうという、大きく新聞に見出しが出ていました。もし仮にそういう段ボール類、ごみ類が出たら、やはり即片づけるか何か方法を積極的にやってほしいと要望しておきます。

委員長 水産課長。 水産課長 漁港周辺の環境整備、これら漁協の方とも、そういったことでお手伝い願えるというか、そういったことで積極的に協力をいただく形で進めていきたいというふうに思っています。

委員長 次、14番、田宮委員。 14番 廃油処理施設についてお伺いをいたします。

一般財源からの持ち出しが昨年と比較すると倍になっていますね。これは、この後どんどんふえていくような気配なんですか。

委員長 水産課長。 水産課長 廃油処理施設の関係でありますけれども、15年度から、この説明欄の一番下に公共下水道事業の受益者負担金と、これが15万 6,000円載っかっていますが、歳入の委託料で 263万 7,000円いただいて、それから歳出の方で 277万 9,000円予算化しております。16万 2,000円ほど超過になっています。その16万 2,000円の超過分の大半が、このうち15万 6,000円、これが公共下水道事業の受益者負担金ということで去年から入ってきていました。14年度までは収支ほとんど均衡に保たれておりましたけれども、去年、今年と、去年から5年間にわたりましてこの下水道の負担金が入ってございますので、その分、負担金がふえるという内容でございます。

委員長 14番 14番 これはあれですよ、道の 263万 7,000円というのは委託金なんですよ。ですから道の施設なんです。それを町が委託を受けてやっているということで、当初は一般財源の持ち出しはほんのわずかだったんですね。それがふえてきていると。今お伺いをすると、公共下水道の受益者負担金だ、こういうふうにおっしゃるんだが、

本来は道の施設ですから道が負担すべき問題ではないのかというふうに思うんですね。これはいかがですか。

委員長 水産課長。

水産課長 実は土地所有者に係る下水道の負担金ということでございますので、基本的に支払うということでありまして。町有地でございますので、一般家庭に置きかえますと基本的に支出せざるを得ないという内容でございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

委員長 14番。

14番 土地の所有者に係る負担金ですよ、受益者負担金は。そう言われればそうだかわからないけれども、本来は道の委託でやっている事業ですから、そう一般財源をどんどんふやしてもらっては困るわけですね。その辺は、私はもっとよく話し合せて、基本どおりにやっていただきたいというふうに思うんですよ。これは一般財源をどんどんふやしていくんなら、返上しても構わないんじゃないかというふうにも思うんですね。いかがですか。

委員長 水産課長。

水産課長 確かに委員おっしゃるとおり北海道の施設であります。しかし、この受益者負担金、5年間という限定でございますので、それ以上ふえることはないというふうに考えてございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

委員長 14番。

14番 そうしたら5年間たてば、この分が減ることになるんですね。16万 2,000円から15万 6,000円が。じゃ、そういうふうに理解しておきます。いいです。

委員長 答弁いいですか。

14番 はい、よろしいです。

委員長 3目漁港管理費、ほかにございませんか。

(なし)

委員長 なければ、先に進みます。

4目漁港建設費。

ございませんか。

(なし)

委員長 5目養殖事業費。

12番、谷口委員。

1 2 番

このシングルシードカキの普及推進 131万 7,000円なのですが、これはそのシングルシードカキのネーミングの募集をするという事業なんですけれども、これについてはどういう方法で行われるのか、これについて詳しく説明をしてください。

委員 長

水産課長。

水産課長

シングルシードカキの推進普及ということで、これは新規の事業であります。

歳入の方では46ページをお開き願いたいと思います。46ページ、2段目の5節の水産業補助金で地域政策補助金65万 8,000円、これが歳入でございます。

222ページの方にお戻り願いたいと思います。222ページの関係であります。先ほど申し上げましたとおり、事業費は 131万 7,000円で、このうち65万 8,000円が北海道の地域政策補助金から補助をいただいて、一般財源の65万 9,000円を加えまして 131万 7,000円で行うという事業内容でございます。

事業の目的でありますけれども、この方法、これにつきましては、シングルシードという名前については、単に種苗の採苗方法をあらわしたものであるということで、厚岸固有のものではないということで、新たなブランド化を推進するために統一した名前が必要ということで、今回行う事業でございます。

今回、まずネーミング募集として新聞と広告、それからチラシ、そういったことで広くシングルシードカキの名前を募集するというところでございます。決定した名前については普及宣伝に使わせていただくということで、これらについては決まった段階で、さらにポスター、チラシでPRをするということでございます。メインはあくまでもシングルシードということで、例えばシングルシード何々ということで考えてございます。

以上です。

委員 長

12番。

1 2 番

その募集の方法はわかったんですけども、どういう形でやって、いつごろその募集を始めて、締め切りはいつで、どういうタイミングでその名前を、抽選になるのか、選考委員会みたいなのがあって選考するのかわかりませんが、何かいいイベントでもあれば、そういう機会にも発表しようとしているのか、そういう内容。それから、応募した人たちに対する謝礼というのか、こういうものはどういうものを考えているのか、そういうものも含めてちょっと説明していただきたいと思

います。

委員 長 水産課長。

水産課長 まず、募集期間でございますけれども、7月上旬から8月下旬、まず2カ月を予定してございます。表彰については最優秀賞1名、それから優秀賞が2名ということであります。応募資格については、性別、年齢は問わない。それから応募方法は郵送のものとインターネットのメール等でございます。それから審査の方法については、審査員を数人選出をいたしまして、それぞれ審査をしていただくことになってございます。それから発表の場については、「カキでござーる」という町内のカキのイベントがございますが、「カキでござーる」の席で発表セレモニーを行ってみたいという計画で現在進めようということでございます。

1 2 番 委員 長 はい、わかりました。

委員 長 5目養殖事業費、他にございますか。

(な し)

委員 長 なければ、先に進みます。

6目水産施設費。

ありませんか。

(な し)

委員 長 227ページ、6款商工費、1項商工費、1目商工総務費。

14番、田宮委員。

1 4 番 商工費、商工施設の施設管理委託料として、くらしの交流広場水道栓開閉委託料2万5,000円、これは何をやるんですか。

委員 長 商工観光課長。

商工観光課 長 私の方から、くらしの交流広場の水道栓開閉委託料2万5,000円の関係でございますけれども、これにつきましては、情報館の前にありますくらしの広場、そのトイレを冬期間水を落とすための委託料でございます。

委員 長 14番。

1 4 番 水道栓の開け閉めに2万5,000円もかけるのかというのが私の質問の趣旨であります。

委員 長 商工観光課長。

商工観光課 長 実はあのトイレにつきましては、センサーで水が出たり、いわゆる水洗化でござ

います。したがって、簡単に素人の人がそういった水落としはできません。したがって、そういった電気系統に明るい清掃社に現在やっているんですけども、そこをお願いして委託をしているという形でございます。

14番 納得がいけないんだけど、水道栓の開け閉めに2万5,000円もかかるんですか。

委員長 商工観光課長。

商工観光課長 2万5,000円の内容につきましては、ほとんどが人件費でございます、水を落とすのにある程度、トラップといいますか、曲がりのとことか、そういう部分で水をばらすとか、そういった分のほとんどが手間賃でございます。ほとんど手間賃で2万5,000円、そういった形で見積書が出てきまして、それを精査しまして今回計上した次第でございます。

委員長 休憩します。 休憩時刻16時03分

委員長 再開します。 再開時刻16時05分

他にございますか、1目。

(なし)

委員長 なければ、先へ進みます。

2目商工振興費。

ありませんか。

13番、菊池委員。

13番 232ページ……、食文化だね、次です。

委員長 2目ですよ、今。

13番 はい、わかりました。次です。

委員長 いいんですね。

13番 はい。

委員長 2目、他にございますか。

(なし)

委員長 なければ、先に進みます。

3目食文化振興費。

13番、菊池委員。

13番 232ページ、味覚ターミナル・道の駅。道の駅と駅長の仕事とといいますか、その辺をちょっと教えてください。

委員長 商工観光課長。

商工観光課長 味覚ターミナル・コンキリエが道の駅にも指定されております。その道の駅の条件としましては、トイレがあること、なおかつ駐車場があって駐車スペースがあること、また電話とといいますか緊急時の電話関係、そういった部分で道の駅に厚岸の味覚ターミナル・コンキリエは指定されておまして、実は私がおその駅長になっているんですけれども、ほかの市町村は町長になっているんですけれども。その駅長の仕事と申しますのは、当然道の駅の関係でございますから、施設の管理とか、そういった部分でいわゆる施設が機能できるか、そういったまずチェックとか、あと、現在コンキリエに委託しておりますので、コンキリエとのいわゆる情報交換といたしますか、そういった形でございます。

委員長 13番。

13番 このたび、旅行雑誌「じゃらん」というのに掲載されていたんですが、結構旅行雑誌では人気のある雑誌なんですけれども、この中で道の駅ベスト20、この中に12番目に、厚岸町味覚ターミナル道の駅が人気の順番として推挙されております。

駅長の仕事を今聞きましたら、施設とコンキリエとの情報交換をしながら、人気の状態を進めていくというようなお話がございましたけれども、駅長の感想と今後の意欲とといいますか、事業展開について、事業計画のメインを今年はどうに置いているか。事業面と食の面、そういう点に関するところがあればお示しいただきたいと思います。

委員長 商工観光課長。

商工観光課長 今委員がおっしゃったように、実は観光情報誌「じゃらん」3月号によりますと。この調査は北海道で初めての調査でございます、全道83の道の駅がございます。それで、そのうち、トイレ、食事、お土産、あと情報機能などの9項目のいわゆる満足度調査といたしますか、そういった調査を行いました。その結果が今回「じゃらん」の3月号に掲載されておまして、それで厚岸の道の駅には、今委員がおっしゃったように厚岸グルメパーク味覚ターミナルは、その満足度が72.04点ございました。それで第12位となっております。この12位のランクにつきましては、私自身は余りこだわってはいないんですけれども、この情報誌はかなりの人が読みま

して、観光客にかなり影響があるのではないかなと押さえております。

この調査の中で、厚岸味覚ターミナル・コンキリエは、特に接客マナーが悪いと
いますか、それが一番点数が低い状況でございました。したがって、いま一
度襟を正しまして、接客マナー、いわゆるサービスの向上といますか、その辺に
ついて努力してまいりたく、ご理解いただきたいと思ひます。

委員 長

13番。

13 番

全道、道の駅83の中で12位にランクされたということでございますが、道北、道
央、道東と各地区ありますけれども、その中で観光客がめぐって歩くスタンプラリ
ーというのがあると思うんですが、そのスタンプラリーでの訪問度合いといます
か、この辺はどの辺に位置していますでしょうか。

委員 長

休憩します。

休憩時刻 16時12分

委員 長

再開します。

再開時刻 16時17分

商工観光課長。

商工観光
課 長

大変貴重な時間を費やしてすみません。

スタンプラリーの関係でございますけれども、これにつきましては、5,000部を用
意しております。期間は5月1日からいわゆるラリー期間ということでございま
すけれども、10月30日まで。それで残枚数でございますけれども、5,000枚のうち、
1人の方が2枚も3枚もかなり持っていく分がありまして、とりあえず今、実績と
しましてはゼロでございます。

以上でございます。

委員 長

13番。

13 番

そうしたら、道の駅ベスト20とスタンプラリーとの関係は別はないということ
でね。あるわけですか。スタンプラリーでの人気度合いというのは、これと関連する
のかどうか。

委員 長

商工観光課長。

商工観光
課 長

最初の「じゃらん」に出た関係は満足度調査でございまして、今回のスタンプラ
リーとは、その関連性はございません。

13 番

はい、わかりました。

委員 長

よろしいですか。

13番
委員長
12番
委員長
商工観光課長
委員長
12番
委員長
商工観光課長
委員長
商工観光課長
委員長
12番

いいです。

12番、谷口委員。

この道の駅の連絡会の関係なんですけれども、去年が5万で今年10万なんですけど、これはどういうことなのか、ちょっと教えてください。

商工観光課長。

道の駅の負担金の関係でございますけれども、これにつきましては昨年までは、いわゆるスタンプラリーのラリー帳関係はその5万の中に入れておりませんで、今年から10万の負担金の中に入るようになりまして、ふえた形となっております。

12番。

そうしたら、5万円というのは昨年は予算は見えていなかったんですか。

それと、もう一つお尋ねしたいんですけれども、その先の方に食文化振興で調理技術者育成助成と、これ毎年4万あるんですが、これはどんな事業をやっているんですか。

商工観光課長。

昨年までは、消耗品費の中にスタンプラリーとかそういった景品関係がございました。それで、今年からそれを負担金の中に持ってきてまして、それでふえております。

あと、調理用消耗品費の関係でございますけれども、これは今年4万5,000円でございます。

(発言する者あり)

商工観光課長
すいません、失礼しました。

調理技術者の育成の助成でございますけれども、これにつきましては昨年と今年4万円で同額でございます。これにつきましては、内容は、町民皆調理師チャレンジ事業の助成事業でございます。その中で調理師試験、いわゆる町民皆調理師を目指すために助成をしております。それで調理師試験の受験手数料を、6,550円の6人分を3万9,300円として4万円計上しております。

12番。

そうすると、今、5万円はそっちに振っていますよね。そうすると、消耗品費が昨年まで20万見ていたのが、今度は3万8,000円になるんですか。そうすると、その差額は今度はどうなってしまったんですか。補助金カット。

委員長 | 休憩します。 休憩時刻 16時24分

委員長 | 再開します。 再開時刻 16時25分

商工観光課長 |

貴重な時間を費やしてすいません。

昨年までは、先ほども私話したように、記念品とスタンプラリーは11万3,000円程度ございました。それで負担金は5万円でございます。記念品とスタンプラリーは消耗品費でございます、あと負担金は5万円。

あと、今年度から10万になりまして、その中に記念品とスタンプラリー関係が一括の負担金という形で10万という形になりまして、この理由としましては、先ほど話しましたように、スタンプラリー帳を、5,000部あるんですけども、1人で何枚も持っていくという方がおりまして、そういった分で5,000部よりもちょっと少なくさせる、ダウンさせるというか、道の駅連絡会ではそういう考えを持ってまして、そういった形で10万円で負担金の形の中で賄えるといえますか、そういった部分で10万という形になっております。

12番 | これまで20万円見ているでしょう、消耗品費。

(「消耗品費の説明がないから」の声あり)

委員長 | 休憩します。 休憩時刻 16時28分

委員長 | 再開します。 再開時刻 16時34分

商工観光課長 |

昨年は、20万円の関係でございますけれども、5,000部のスタンプラリー帳がございまして、単価が1枚当たり26円でございます、それで13万でございます。あと道の駅ニュースが4回分、3万でございます。それと現在の3万8,000円といえますか、事務用品、消耗品費、それでトータルしまして20万となっております。

以上でございます。

委員長 | 12番。

12番 | いや、要するに11万2,000円の差額についてわかるように説明して。何かべらべら言われたって……。

委員長 | 商工観光課長。

商工観光
課長

すみません、たびたび。5,000部の道の駅のスタンプラリー帳と、あと道の駅ニュース、これが5万円の負担金という形に振り変わったといたしますか、そういう形でございます。

(発言する者あり)

委員長

商工観光課長。

商工観光
課長

たびたびすみません。5,000部のスタンプラリー帳と道の駅ニュースの分、17万でございますけれども、これの分が負担金の方にいきまして、負担金が10万というか、5万プラスになって10万になったと、そういう形でございます。

委員長

12番。

12番

何となくわかったような、わからないような……。要するに、去年17万ぐらいニュースとスタンプ帳でかかったということですか。だけれども、今年は圧縮して10万しか今度は見ませんよと、簡単に言えばそういうことなんですか。

そうしたら、今年はどのぐらいつくるかとか、本当は親切だったら教えてくれれば納得するんですよね。去年5,000部つくったけれども今年は2,000部にしますとか、もう少したって半分ぐらいにしちゃうわけでしょう。そういう説明をしてくればわかるんだけど、何か去年は多かったけれども今年は少なくしますと、何か菊池さんにも説明していましたが、そういう話をわかりやすくしてくれば、その差額についてわかるような気がするんですけども、大体わかりましたので、いいです。

委員長

答弁できる、今の部分。

商工観光課長。

商工観光
課長

今委員がおっしゃったように、いずれにしても17万が、5万と従来の5万プラスで10万に圧縮になりました。それで、その部数といたしますか、それにつきましては、今のところはまだ何部になるかわからないといたしますか、そういう状況下でございます。

12番

わからないというのではだめなんだよ。大体このぐらいを目安にしたとか言わないと、わからない。

委員長

課長、ちょっと補足してください。だめですよ、それじゃ。

商工観光
課長

あと、実は道の駅の連絡会が4月上旬にございまして、それが5,000部が、例えば、私先ほど話しましたように1人で何部も持っていく、そういった形の分でむだ

になっているといえますか、そういう状況でございますので、その4月の上旬にある連絡会議で、それが4,000部になるのか3,000部になるのか、そういった分で会議の中で示されるというか、そういう形になると思います。

12番

いいです。

委員長

よろしいですか。

12番

はい。

委員長

9番、松岡委員。

9番

まず、町長にお伺いします。町長は味覚ターミナルの社長ですから、町長にお伺いします。

ターミナルの管理委託料、前年度と同様1,475万6,000円ですね。当時、町長まだいなかったのかな、非常に累積赤字があれして苦しかったとき、それから冬期間の管理料を——冬期間休むというようなことがあって、議会でもいろいろ審議して、反対もあったけれども採決として可決して、冬期間の管理料と、それらを助成したことがあるんですよ。

非常に厚岸町の今の財政状況厳しいですね。見てみると、軒並みに下げてもいいものは全部下げていますね、10%前後。味覚ターミナルも、今後もそういうところは考えて、恐らく契約をこれからすると思うんですけども、これはやはりほかの経費並みにある程度下げるべきだと、こういう苦しいときですから。そういうことを考えるんですが、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

委員長

町長。

町長

お答えをさせていただきます。

味覚ターミナルができてから、今年で11年目を迎えます。ご承知のとおり、当初スタートを切ったときには7,600万ほどの赤字でございました。今日、10年を迎えまして、何とか黒字にならずに、ちょんちょんといいましょうか、経営ができるようになりました。これは、今日までの議会等の指摘も受けながら、さらにはまたお客のニーズに合う経営方針の中で解消ができておるんじゃないかなと。すなわち、経営努力で今日迎えておるわけでありまして。

さらにはまた、ご承知のとおり冬期の対策がございました。これは600万でございます。これが3年前から財政事情厳しい中で廃止をさせていただきました。そういう中でありながら、何とかちょんちょんになっておるといふ今日の経営状況で

ございます。私は社長であります。支配人以下職員の努力には敬意を表する次第であります。

しかしながら、今後の見通しについては、やはり厳しいものが予想されます。といたしますのは、入り込み客が減少いたしておるという実態も、過去の数字からいいますと、将来考えますとそういう推移でこれから来るのかなと大変心配もいたしておるところでもございます。

そういう中で、委託料というものがこういうことで 1,557万ということになっておりますが、今後さらに厳しいながらも経営努力をさせていただき、財政厳しい中で幾らかでも委託料を減少するように社長としても努力を重ねてまいりたい、そのようにも考えております。

委員長

9 番。

9 番

町長の前向きのご答弁に対し敬意を表します。本当にこうやって町長部局、あるいは教育委員会部局、全部経常経費は10%前後ですか、あるいは0.何%というものもありますけれども、減らしているんですね。この場合、やはり味覚もひとつ、今まで相当の経営努力をしたことは認めますけれども、なお一層の経営努力を積み重ねて、この委託料を少しでもやはり減らしていくべきだと。10%減らせば 130何万浮くんですよ。そういうこともひとつ考えていただきたいと、このように要望しておきます。

委員長

町長。

町長

答弁の前に、先ほど 1,557万、数字そのとおりに言いましたが、委託料は 1,475万、そういう数字でございますので、ご理解いただきたいと思えます。

また、味覚ターミナル、私は今日、厚岸のカキが全国的にもブランドになって、大変水産業の振興に大きな役割を果たしているということは、やはり味覚ターミナルの役割もあつたんじゃないかならうかというふうに考えております。

そういう意味において、観光振興のみならず、地元水産業の振興に大いにその貢献があるという認識を持っております。今後、今ご指摘がございましたとおり、味覚ターミナルの経営努力の中で、財政負担が幾らかでも少なくなるようにさらに努力をさせていただきたい、かように考えますのでご理解いただきたいと存じます。

9 番

いいです。

委員長

3目、他にございますか。

(な し)

委員長

なければ、先に進みます。

4目観光振興費。

ありませんか。

12番、谷口委員。

12番

15年度なんですけれども、あやめ保護育成研究補助金というのが63万見られていたんですが、これは成果があったのかどうなのか。今年度はそれについては見ていないようなんですけれども、その成果があって見ていないのかどうなのか、ちょっとお伺いいたします。

委員長

商工観光課長。

商工観光
課長

アヤメ保護の関係でございますけれども、この関係につきましては11年度からスタートをしまして、それで12、13と厚岸湖の別寒辺牛湿原研究事業を活用して調査研究を実施してきております。

あと14年度につきましては、実はこの研究されている小路さんという方ですけれども、この方が栃木県にいたんですけれども熊本県の方に移りまして、交通費がかかるということで研究をやめたいと町の方へ申し出がございました。それで町としましても、今までデータの蓄積をしていただいて、そのデータが、ここで打ち切った場合もつたいないということで、それで14、15といわゆる道の補助をいただきまして、その道の補助と申しますのは北海道地域政策補助事業、これは厚岸観光協会が観光資源という観点から事業主体となって、引き続き14、15と終わって、調査研究をその小路さんが行っております。

その内容につきましては、一応15年度が最終年度でございまして、4年間ぐらい実はやったんですけれども、この小路さんの研究内容と申しますのは、いわゆるあやめが原で馬を放牧した場合どのような影響があるのかといった調査を行っております。

それで、今年その最終年でございまして、研究の結果といいますか、それを見ましたら、3項目ぐらい調査研究をしております。1つ目は、いわゆる馬を放牧した場合とか、あと刈り払いした場合とか、あと……。すみません、その2項目でございまして。それで、そういった分で馬を放牧して、実際馬がアヤメに対してどのぐらい影響があるか。というのは、ふんも含めて、排ふんといいますか、馬は今現在も

ある程度あやめが原に放牧しているんですけども、排ふんに対してとか、あと馬がアヤメの中にいる分で、その馬体重による圧力とか、馬自体は雑草とか笹を食べるんですけども、そういった形で実際どうなのか。あとは、刈り払いした場合どうなのか、そういう研究結果が出ておまして、その中で最終的には、統計学的には、いわゆる馬の放牧の結果はほとんどないという結論に至っております。

ただ、アヤメの牧さくがありまして、その外側にほとんどアヤメがないという状況でございまして、馬を放牧する部分で、統計学的にはないんですけども、何らかの馬の放牧の影響があるのでないかというコメント。

そしてなおかつ、一番この小路さんが言っているのは刈り払いが有効だ。いわゆる全部刈ってしまうことが一番有効だと言っているんですよ。ただ、私どもも、その刈り払いが、あそこは実は、委員もご存じのように厚岸道立自然公園の第二種特別地域に指定されております。そこに高山植物とか 100種類以上のいろんな貴重な植物がございまして、まず刈ることは不可能だということで、いずれにしても、この調査結果を踏まえまして、今後とも馬体重のある馬をふやして、雑草なりそういう踏み固める圧力、そういった形で進めていきたいという考えを持っております。

以上でございます。

委員長

12番。

12番

要するに、馬も効果があるけれども、刈り払いをやればもっと効果があるというような答えが出ましたよということを言いたいんですよ。何だかさっきわからない言葉を使われて、こっちもわからなくなってしまったんですけども、結果的にはそうすると、この事業で得たことを、今後は馬を放してやるのが当面は有効ではないのかということだということですか。そういうふうに理解していいんですか。

委員長

商工観光課長。

商工観光課長

いずれにしても、このアヤメ保護の関係でございまして、先ほども申し上げましたように、今回の調査研究結果といたしますか、それを尊重しまして、馬の放牧頭数をふやすとか、軽い馬よりある程度馬体重のあるやつがいいとか、そういうこともいただいております。ですから観光協会を含めて、馬の頭数をふやして、そしてアヤメの保護の育成に当たっていきたいという考えを持っております。

12番

はい、いいです。

委員長

よろしいですか。

他にございますか、4目。

(なし)

委員長

なければ、先に進みます。

5目観光施設費。

ありませんか。

(なし)

委員長

本日は、この切れのいいところでとめようと思います。

本日の委員会はこの程度にとどめ、明日に延会いたします。

閉会時刻 16時54分

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成16年3月22日

平成16年度各会計予算審査特別委員会

委員長